

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等 調査特別委員会会議録

令和5年2月17日(金)

(開 会) 10:51

(閉 会) 16:50

【 案 件 】

1. 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について

○委員長

ただいまから「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」を開会いたします。

「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関する事について」を議題といたします。

本日予定しております原田拓郎氏、坂平由美氏の証人喚問については、委員長において証人喚問時のインターネット中継を中止いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:51

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

本日は、最初に原田拓郎氏より証言を求めることにいたします。

証人より、補佐人を同行したい旨の申入れがっております。補佐人の同行については、委員会の決定により許可することが可能とされておりますので、お諮りいたします。証人の申出のとおり、補佐人を同行することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

証人の入室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 10:56

再 開 10:57

委員会を再開いたします。

証人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またそれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、一つ、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の關係にあり、もしくはあつた者、または証人と後見人、被後見人の關係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。二つ、証言が1で申し上げた者の名誉を害すべき事項に関するとき。三つ、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が、職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。四つ、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。五つ、公務員または公務員であつたものが、証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合において、当該官公署の承認を受けていないとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに

該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、証人と後見人、被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、宣誓を拒むことができます。それ以外については、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなります。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。それでは、傍聴人も含め、全員、起立願います。

(全員起立)

宣誓書の朗読を願います。

○原田証人

良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月17日、原田拓郎。

○委員長

それではご着席願います。証人は宣誓書に署名、捺印願います。

(証人 署名捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証言では、証人は体験した事実を述べるのであり、意見を述べることはできません。尋問された事項に対してのみ証言を述べることとなります。また、尋問内容が不明確なため証人がその疑義をたずねるために委員長や委員に対し、質問することは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

なお、今回の証人喚問について証人は、補佐人を同行されておりますが、証人が補佐人に助言を求めることが許される場合についての注意事項を申し上げます。

すなわち、証言は証人自ら知り得た事実を証人自身の記憶により申し述べるのが原則でありますので、証言を求められている事項が、法律上証言を拒否することが認められている事項に該当するかどうか確認しようとするとき、証人は補佐人に助言を求めることができます。なお、補佐人は発言することはできませんが、メモを取ることは許されます。また、補佐人は証人が委員長の許可を得て助言を求めた場合は助言することができますが、補佐人から証人に対し助言することはできないこととなっております。以上の点を十分にご承知いただきたいと思っております。

次に、委員各位に申し上げます。本日は重要な問題について証人より証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いするとともに、質問時の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

また、一つ、証人を侮辱し、または困惑させる質問。二つ、誘導質問。三つ、既にした質問と重複する質問。四つ、争点に関係のない質問。五つ、意見の陳述を求める質問。六つ、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問につきましては、質問することができませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

なお、これまで説明いたしました「証人尋問における留意事項」について、まとめた資料を証人並びに委員の席上に配付しておりますので、必要によりご確認ください。

これより原田証人から証言を求めます。最初に、委員長から、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは原田拓郎さんですか。

○原田証人

はい、原田拓郎です。

○委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○原田証人

間違いございません。

○委員長

それでは、まず委員長から主尋問を行います。

まず最初に、移動式観覧席の入札参加の経緯についてお聞きいたします。今回の移動式観覧席の入札があることを、いつ知りましたか。

○原田証人

4月28日の契約課より入札指名通知書を受け取り、入札に参加いたしました。

○委員長

その日以降、令和4年5月19日の入札に至るまで、どのような情報収集や営業活動をなされましたか。

○原田証人

もう一度よろしいですか、ゆっくりお願いします。

○委員長

その日以降、令和4年5月19日の入札に至るまで、どのような情報収集や営業活動をなされましたか。

○原田証人

メーカー等と打合せを行いました。

○委員長

参考見積りの依頼を受けましたか。依頼を受けたならば、その日時と依頼者についてお答えください。

○原田証人

参考見積り提出の依頼を受けました。

○委員長

その日時と依頼者について分かればお答えください。

○原田証人

瀬尾課長です。日時ははっきり記憶しておりません。

○委員長

それでは次に、市の指名願についてお聞きいたします。市の指名業者には、いつなられて、何の業種を希望されてきたのか、お聞かせください。

○原田証人

平成30年度から、登録業者として指名を受けております。現在は事務用品で登録していただいております。

○委員長

市との取引実績についてお聞かせください。

○原田証人

軽中量ボルトレスラック、移動式観覧席、ノートパソコン、ちょっと後は記憶がございませ

ん。

○委員長

次に、メーカーとの協議についてお聞きいたします。今回の移動式観覧席について、打合せや問合せなどを含め、協議したことがあるメーカーはどこですか。

○原田証人

コトブキシーティング社でございます。

○委員長

そのメーカーとは、いつから協議なされてきたのですか。

○原田証人

2年ほど前、2年ぐらい前ですかね。

○委員長

今回の移動式観覧席についてそのメーカーと、いつ頃、どのような協議をしてきたのか、具体的にお聞かせください。

○原田証人

日にちは、はっきり分かりませんが、メーカーのほうとスポーツ振興課のほうに営業に行きました。ご挨拶を兼ねて行きました。

○委員長

次に、市及び議員、他の業者等との関係等についてお聞きいたします。今回の移動式観覧席の入札について、市及び議員、他の業者等から事前の働きかけがありましたか。

○原田証人

ありません。

○委員長

今回の移動式観覧席の入札について、市及び議員、他の業者等へ事前の働きかけをしましたか。

○原田証人

ありません。

○委員長

新聞報道がなされた令和4年2月26日の食事会についてお尋ねいたします。まず、食事会の目的はどういったものでしょうか。

○原田証人

たまたま、一般女性の方と食事に行きました。

○委員長

どういった経緯で食事をするようになったのでしょうか。

○原田証人

それは4名でということでしょうか。ちょっともう少し具体的にお願いたします。

○委員長

4人での会食の件でございます。

○原田証人

2名、私と一般女性の方とお店のほうに行きましたら、議員がおられまして、ちょうど目が合いまして、そこで、こっちに来んねみたいいな感じで言われまして、そこに同席しました。その後、契約課長のほうがお見えになられました。

ゆっくりいただいていいのでしょうか。

○委員長

同席していたのはどなたでしょうか、また、どのようなご関係でしょうか。

○原田証人

フルネームは分かりません。あだ名で呼び合う飲み友達でございます。あと何ですかね、関係ですか。

○委員長

どのような関係でございましょうか。

○原田証人

飲み友達です。

○委員長

私からの尋問はこれで終わりました。

次に、委員から尋問の申出がありますので、これを許します。

○川上委員

証人、おはようございます。日本共産党の川上直喜です。会社の設立はいつかお尋ねします。

○原田証人

平成29年1月5日です。

○川上委員

社長になられたのはいつですか。

○原田証人

同じ日だと思っています。

○川上委員

会社はどこにありますか。

○原田証人

飯塚市新立岩4番の4号です。

○川上委員

社員は何人ですか。

○原田証人

現在でしょうか。

○川上委員

社員に変遷があれば、経過的にお話しいただければと思いますが。

○原田証人

去年の1月までは事務員がおりまして、今現在私1人でございます。

○川上委員

事務員、何人ですか。

○原田証人

今申し上げたとおりです。事務員はゼロです。

○委員長

いた事務員は何人かと。

○原田証人

1名です。

○川上委員

会社相談役はいますか。

○原田証人

おりません。

○川上委員

税理士事務所はどちらですか。

○原田証人

補佐人と協議してよろしいでしょうか。

○委員長

協議してよろしゅうございます。

○原田証人

本件との関係性を明らかにしていただきたいと思います。

○川上委員

特にありません。次、質問します。取引銀行をお尋ねします。

○原田証人

補佐人と相談してよろしいでしょうか。

○委員長

よろしゅうございます。川上委員、ちょっと関係ないというような自ら言われた、それ質問しないでください。（発言する者あり）いや、関係ないというような——、今回の件について関係ないことの質問が、範囲が、（発言する者あり）さっき言ったじゃないですか。

○原田証人

本件との関係性を明らかにしていただきたいと思います。

○川上委員

日常的な事務はどこで行われてますか。

○原田証人

補佐人と協議してよろしいでしょうか。

○委員長

はい、協議していいです。

○委員長

川上委員、関係ない質問については、ちょっとしないでください。再度申し上げます。

○原田証人

先ほど申し上げました、住所のほうで行っております。

○川上委員

坂平すえお後援会の福岡県に対する報告書には、会長として原田拓郎の名前がありますが、これは証人のことですか。

○原田証人

そうです。

○川上委員

「寒中お見舞い申し上げます」と書いた文書があつて、中に、鯉田の陸上競技場跡に待望の新体育館も今年3月に完成し、バレーコートは4面、テニスコートも同じ、固定・移動式合わせて2千席余りですと、と書いた文書があつて、これにですね、令和5年2月吉日、坂平すえお後援会会長原田拓郎と書いて、赤い判こを押してあるように見える印刷物があるんですが、これは御存じのものでしょうか。

○原田証人

本件との関係性を教えてください。

○川上委員

分かりませんか。

○委員長

いや、本件の関わりを教えてくださいっていう、そのまま教えてください。

○川上委員

先ほど主尋問でありました。あなたも答えたとおりです。坂平末雄議員と会食されてますよね。その関係性を聞いているわけです。当然の質問です。

○原田証人

食事をしたことと寒中見舞いについての関係性は、どういったことなんでしょうか。

○川上委員

もう証言したくないのであれば証言したくないと。お答え願いたい。このようなやり取りをしていると、もう時間がなくなってしまうでしょう。この時間の浪費は、誘発するような反問というのは認められていないと思います。

○委員長

いや、川上委員、関係性を明らかにして質問してくださいと言われている。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 11:18

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

○原田証人

寒中見舞いを出したということですかね。

○委員長

いや、それで坂平議員との関係を教えてくださいと。

○原田証人

後援会長をしております。

○川上委員

これは誰に届けていますか。この寒中見舞い。

○委員長

ちょっと誰に届けていますかは——川上委員、ちょっとそれは、関係ないです。誰に届けていますかは。

○川上委員

委員長からストップがかかりましたので、それで、そもそも坂平末雄市議会議員とは、坂平すえお後援会の会長という関係は確認できましたが、それ以外はどういう間柄ですか。

○原田証人

それだけの間柄です。

○川上委員

坂平すえお後援会の事務所がいい穂会に、設置された時期があります。あなたはいい穂会で施設長をしたことがありますか。

○原田証人

本件との関係性が分かりません。

○委員長

川上委員、関係性を示して質問してください。

○川上委員

坂平末雄議員との間柄を、後援会の会長だという間柄を認められましたけど、その後援会の事務所がいい穂会にあったことがあり、そしてそのときのいい穂会の施設長をあなたはしたことがないかとお尋ねしたんです。

○委員長

川上委員、もう調査の範囲外にわたっておりますので、川上委員の今質問については——（発言する者あり）原田証人、いいですか。

○原田証人

後援会事務所がいい穂会の住所にあったという事実があるんでしょうか。私も、それは存じ上げてません。

○川上委員

私が確認しております。そのときあなたが施設長であったかどうかをお聞きしているわけです。別の方が施設長だった可能性もあるわけですね。あなたはそのとき施設長だったかどうかということだけを聞いております。

○委員長

川上委員、その施設長が——、移動式観覧席にちょっと外れてますので、（発言する者あり）質問変えてください。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 11：22

再 開 11：23

委員会を再開します。

再度、川上委員、質問してください。

○川上委員

よく分からないというようなことだと思いますので、次行きますね。それでね、原田拓郎証人は、元の飯塚市議会議長とはどういうご関係になりますか。

○原田証人

度々申し上げますが、本件との関係性を教えてください。

○川上委員

よく分からないということですので、次行きますよ。今回、入札金額は、移動式観覧席の入札金額は幾らですか。

○原田証人

7130万円です。

○川上委員

その金額で入札した理由を述べてください。

○原田証人

補佐人と相談してよろしいでしょうか。

○委員長

はい、どうぞ。

○原田証人

職業上の秘密とさせていただきます。

○川上委員

内訳書はありますか。

○原田証人

補佐人との協議をお願いいたします。

○委員長

はい、どうぞ。

○原田証人

内訳書の理解が、分かりませんので、内訳書というのは、社内に残っているものということなんでしょうか。どういった——。

○川上委員

入札金額を出すに当たって根拠となる算定基礎があるでしょう。そのことを私は内訳書と言いました。そういう資料があるかという質問です。

○原田証人

ありません。

○川上委員

そうするとその入札金額は何に基づいて、その数字を出したんですか。

○原田証人

仕入れ業者からの価格を基に算出いたしました。

○川上委員

利益もいるでしょう。どういうふうに算出したんですか。

○原田証人

原価に固定費、その他経費を含めて、利益も含め算出いたしました。

○川上委員

1人で役員をされているようなんですけれども、自分1人で考えたんですか。それとも誰かと相談して決めましたか。

○原田証人

私が決めました。

○川上委員

ところで片峯誠市長は御存じですよ。ちょっと確認したいと思います。

○原田証人

存じ上げてます。

○川上委員

お会いになったことがありますか。

○原田証人

ございます。

○川上委員

会食したことがありますか。

○原田証人

ありません。

○川上委員

片峯市長と会ったのは、どういうシーンでお会いになったのか、お尋ねします。

○原田証人

協議してよろしいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○原田証人

分かりません。

○川上委員

令和4年2月26日の会食、あなたの表現で、一般女性と呼ばれた方と、お店にいたところということだったんですけど、それはどちらからの提案だったんですか。

○原田証人

記憶がございません。

○委員長

川上委員、ちょっと15分経過いたしましたので、今度ほかの委員さんから、質問いただきたいと思います。また、余裕があれば、後でご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、吉松委員、ありますか。

○吉松委員

証人にお尋ねいたします。今回の移動式観覧席について、打合せや問合せなどを含め協議をしたことのあるメーカーは、どこですかと、さっき主尋問がありましたけれども、そこで、コ

トブキシーティングという会社だということをおっしゃいましたが、この会社を、移動式観覧席の専門だということで、選んだわけですが、この会社を知り得た経緯、これを教えてください。

○原田証人

他の業者から、相談、紹介をいただきました。

○吉松委員

他の業者というのは同業者ですか。それとも移動式観覧席等を扱っているような業者ということですか。

○原田証人

他の業者と申しあげましたのは、この入札に関わっているっていうか、指名業者であるかということの、ご質問でしょうか。

○吉松委員

そうです。それでなかったら、また、メーカーのほうの業者ということですかということですか。

○原田証人

違います。

○吉松委員

その業者というのはダイレクトで知り得たということではないというふうに、さっき解釈しましたけれども、こういう移動式観覧席を取り扱っている業者と解釈していいんですか。

○原田証人

はい、そのとおりです。

○吉松委員

トブキシーティングという会社を知り得てですね、そのメーカーと、先ほどいつから協議をされたのかというお答えの中でですね、2年ぐらい前と言われましたけれども、2年ぐらい前の2月というようなことですか。

○原田証人

日時は覚えておりません。大体の記憶ということで、2年前というふうにお伝えいたしました。

○吉松委員

日時ということではなく、2月ぐらい、さきほど2年ぐらいと言われましたので、2月頃というふうに解釈していいですか。

○原田証人

月数は分かりません。

○吉松委員

先ほどのですね、スポーツ振興課のほうがですね、これ備品で買いたいということは、スポーツ振興課で決定しております。しかし、この参考見積りを取るに当たっては、どの業種から取った方がいいかということ、契約課のほうに尋ねたというのがですね、令和3年度の3月だったと記憶していますという、15日の証言だったんですけども、3月に契約課のほうは参考見積りを取るかは業種をそこで絞ったということですけども、この業者とですね、2月ぐらいということならそれ以前に、こういう協議をしていたということでしょうか。

○原田証人

先ほど申しあげましたが、時期を覚えておりませんので、はっきりお答えできません。

○吉松委員

確認します。どちらが先だったと。もうこれは、参考見積りはこの業種から取るよと、そういう情報を得て業者と会われたんですか。それともそういう情報の前に、業者と会われたとい

うことでしょうか。

○原田証人

参考見積りを依頼される前にお会いしました。

○吉松委員

参考見積りを依頼される前に会ったというのは、どういう経緯で会われたのでしょうか。

○原田証人

営業でお会いしました。

○吉松委員

営業で会ったということで——、それでは移動式観覧席というのが、参考見積りを依頼される前に、物品購入でコトブキさんのメーカーが納める可能性があるという意図の下に会われたということですか。

○原田証人

違います。

○吉松委員

では、その理由を教えてくださいませんか。

○委員長

理由というのは、ちょっと私も。吉松委員、もう一回お願いします。

○吉松委員

当然日頃から付き合いのある業者さんならですね、定期的に会うとか、そういう目的で会われることもあると思いますけど、目的があって会われたのですか。

○原田証人

スポーツ振興課のほうのことでしょうか。

○吉松委員

コトブキシーティングさんです。

○原田証人

はい、そうです。

○吉松委員

参考見積りを依頼される前に、コトブキシーティングさんに会った目的は何ですか。

○原田証人

移動式観覧席を含む物の商品のことで会ったと思います。

○吉松委員

参考見積りを依頼される以前に、これが、移動式観覧席が備品として、事務用品として入札される可能性があるかと判断をされて、お会いしたわけですか。

○原田証人

補佐人と協議してよろしいでしょうか。

○委員長

はい、どうぞ。

○原田証人

ありました。

○吉松委員

13者が指名業者で入札に参加したわけですが、辞退が10者あったということですが、この3年の、令和3年度にですね、営業に来られたのは、2者だという証言がありましたけど、その情報というのはですね、ほかの会社が知り得なかったということは考えられませんか。

○原田証人

分かりません。

○委員長

ほかにありませんか。

○上野委員

お疲れさまです。会社の登記の目的欄なんですけど、令和2年8月3日に変更されておられます。おられると思います。備品、家具等の取扱いを詳細に、このとき登録されたんだと思うんですね。これを基に、令和2年11月に市に指名願を、業者登録の願いを出されておるんですが、前年度、令和2年の登録申請と業種、希望業種が全く変わってあるんですが、この理由はどういったものか、教えていただけますか。

○原田証人

最初に入札願を出したときの希望業種では、入札参加の案内等来ませんでして、業務的にも、何か変えていかなければということで、変更をかけました。

○上野委員

それで、運よく令和3年度に入札があったわけなんですけど、見積り依頼が、先ほど吉松委員からも質問がありましたが、市への営業活動を行われてたと思うんですが、事務員さんお1人だけだということで、原田社長ご自身が営業活動を行われたと思うんですが、瀬尾課長に、一番初めにお会いになったのは、具体的にどこでお会いになったんでしょうか。

○原田証人

時期的なものは定かではありませんが、スポーツ振興課、当時、どこか分かりませんが、穂波庁舎の中だったと思います。

○上野委員

1階か、2階か、3階かくらいは覚えてらっしゃると思います。時期は覚えてらっしゃらないと思いますので、一番初めに人と会うときって非常に印象に残ると思うんですが、どこで名刺交換されたのか、教えていただけますか。

○原田証人

4階だったと思います。

○上野委員

それは穂波庁舎の4階ということで認識しておいてよろしいでしょうか。

○原田証人

課の移動がたくさんあるために、階数は分かりませんが、先ほどの4階と申し上げたのは、現在4階にあるから、そういうふうに私が思い込んでいるのかもしれませんが、一応申し添えておきます。

○上野委員

ごめんなさい。一番初めにお会いになったところなんですけど、先ほど申し上げたように、一番初めに人と会うときには非常に印象に残ると思うんですが、一番初めにお会いになられたのは、どこだったかは覚えてらっしゃいませんか。

○原田証人

先ほども申し上げましたが、穂波庁舎の中だと思えます。

○委員長

穂波庁舎の中ということだけ言われた。いいですか。はい、ほかにありませんか。

○兼本委員

すみません。よろしくお願ひします。メーカーと協議されてあったのが、2年ほど前からということでした。実際に、この事業が予算として上がるための準備段階というのが令和4年の3月ぐらいだという、3月からなんですけど、この情報というのは、どうやってお知りになられたのかを、お聞かせください。

○原田証人

先ほどの質問と重複されると思いますので、控えます。

○兼本委員

では、誰からというか、どこから情報というのは——、どこから情報を、手に入れたというか、情報が入手できたということは、お聞かせもらえますか。

○原田証人

それも先ほど申し上げたとおりでございます。

○委員長

ほかにありませんか。

○小幡委員

おはようございます。先ほどの質問の中で、移動式観覧席の入札があることをいつ知りましたかとお尋ねしたとき、証人は、4月28日の指名通知が来たときとおっしゃいました。その前に、瀬尾課長、証人のほうからは、その前の年の平成3年の夏頃営業に来られたんで、参考見積りを出していただくように、営業に来られた業者さんに依頼したと。瀬尾課長は、もちろんグッドイナフ 原田拓郎社長に参考見積りを依頼したということでしょうが、原田拓郎証人は、瀬尾課長から、メーカーはここだよということで、メーカーはコトブキですね。参考見積りを取っていただけないかという依頼を受けられましたか。

○原田証人

メーカーの指定はございません。

○小幡委員

メーカーの指定がないということで、このメーカーはどのようなふうな選定で、証人は決められたのでしょうか。

○原田証人

もともとその方と営業に行っておりましたので、コトブキさんということですよ。

○小幡委員

今回、証人の会社で落札されております移動式観覧席なんですけども、これはメーカー直から、直接の購入でしょうか、代理店通しの購入になりますでしょうか。

○原田証人

補佐人と協議してよろしいでしょうか。

○委員長

はい、どうぞ。

○原田証人

販売代理店を通してです。

○小幡委員

再確認しますが、コトブキというのは、瀬尾課長からは聞いてない。どのように選定したかというのは、代理店から教わったということよろしいでしょうか。

○原田証人

そのとおりであります。

○小幡委員

入札が正確にある日にちは4月の28日のこととおっしゃってましたが、それ以前に入札があるであろうという認識はあったんですよね。その場合、市職員もしくは議員から、入札があるよというような話を事前に伺ったことはありますでしょうか。

○原田証人

ありません。

○小幡委員

4月28日に証人の会社も含めた13者に、指名をお願いいたしました。その以前にですね、4月28日以前に、市の職員もしくは市の幹部、もしくは議員等から、この移動式観覧席の入札に参加するようというような相談、依頼等がありましたでしょうか。

○原田証人

ありません。

○小幡委員

令和4年2月26日に一緒に会食されました坂平副議長と後援会長の仲ということをお聞きしましたが、参考見積りの提出もしくは入札時において、坂平副議長と入札に関する相談等をなさったことはありますでしょうか。

○原田証人

ありません。

○委員長

ほかにありませんか。

○上野委員

ごめんなさい、1点だけお願いいたします。納入実績なんですけども、飯塚市の納入実績、たくさん書かれてあるものが出されてあるんですが、飯塚市が関連している施設、ふくおか県央施設組合等あるんですが、それ以外の納入実績等について、売上高にしてどのぐらいの割合がほかにあるのか、また、全くないのか、教えていただけますか。

○原田証人

本件との関わりを教えてください。

○上野委員

2021年に出されてあるものは、ちょっとざっと計算して飯塚市への納入実績だけでも300万満たないぐらいの実績なんです。で、ほかにも県央施設組合の、私、議員もさせてもらってるんですけども、そこでも納入実績あるというふうにお聞きしてるので、今回、桁が大きくなってですね、7千万以上を超える応札をされているので、そのほか民間とのですね、関係等を教えていただければと思ってご質問させていただいています。

○原田証人

補佐人と協議してよろしいでしょうか。

○委員長

はい、どうぞ。

○原田証人

ほかの事業でということよろしいですかね。（発言する者あり）備品関係ですか。備品関係の納入実績はありますけど、金額は分かりません。

○上野委員

分かりました。納入実績は官公庁というか、飯塚市が関連している公共施設以外にもあるということですが、金額は結構ですけども、大体幾つぐらいのお相手がいらっしゃるか、教えていただけますか。

○原田証人

はっきり覚えておりません。

○上野委員

分かりました。じゃあ5社よりも上なのか、それとも、桁が違う100社ぐらいあるのか、教えていただけますか。約で結構です。

○原田証人

5社以下だと思います。

○委員長

ほかにありませんか。

○江口委員

移動式観覧席について、先ほど、お答えの中では、入札を知ったのが昨年4月28日だったということでした。ただ、その前に営業に行かれたというお話がございました。その営業に行くには、移動式観覧席について発注があるということを知らなくてはならないと思うんですが、それについては、他の業者から教えていただいたというふうな、先ほど答弁だったと思うんですが、そのとおりとしてよろしいですか。

○原田証人

4月28日の入札の前に――。もう一度、いいですか、質問をお願いします。

○江口委員

4月28日の入札以前に営業に行かれるわけですよね。瀬尾課長のほうに移動式観覧席に関して営業に行かれるわけでしょう。そして、その後で、参考見積りを依頼されるわけですよね。最初に、移動式観覧席の営業に行くんだけど、その営業に行くには、これについて、これが発注されるんだよねっていうところが、思わないと、営業に行かれないと思うんです。そこについては、何か、先ほど質問の中で、他の業者から移動式観覧席の話聞いたのでと言われたかなど、今、私の記憶の中で言ってるんですけど、最初にスポーツ振興課、瀬尾課長のところに営業に行くきっかけとなったその情報、移動式観覧席が発注されるんだろというところに関しては、どなたからお聞きになったんでしょうか。

○原田証人

はっきり記憶しておりませんが、メーカー、代理店どちらかですね。（発言する者あり）そうですね。すみません。

○江口委員

メーカーというのはコトブキシーティングさんであって、代理店というのは、今回、発注のときにお願いをした代理店ですよね。そうすると、そのコトブキシーティングさん並びにその代理店とは、いつ頃からの付き合いになりますでしょうか。

○原田証人

コトブキさんとは、そのときからで、販売代理店のほうは、30年ほど、25年ぐらい前からの付き合いがあります。

○江口委員

じゃあ、代理店さんはかなり昔からお知り合いってことですが、コトブキシーティングさんに関しては、このときからっていう話だったんですけど、初め、コトブキシーティングさんをお知りになったのは、どういった経緯であったのでしょうか。そこは、もし質問あったかもしれない。ちょっと分からないので、もう一遍、お聞かせいただけますか。

○原田証人

記憶は定かではありませんが、代理店からの紹介だったと思います。

○江口委員

代理店のほうから、今度こうやって出ると思うよ、ないし、もしくはご紹介されたときに、コトブキシーティングさんがご紹介されたときに、こういうことがあるかもしれません、ご参考までにというふうな形で情報を得たということによろしいですか。

○原田証人

すみません、もう一度お願いします。

○江口委員

移動式観覧席の発注があるかもしれないということを、代理店もしくはコトブキシーティングさんから教えていただいたというお話だったんですが、コトブキシーティングさんにお会いしたのは、代理店さんからのご紹介だったということですよね。そうすると、そのご紹介があ

ったときに代理店さんのほうからか、もしくはコトブキシーティングさんのほうからか、そのお会いしたときに、ご紹介があったときに、今度、あ、初めましてと言いながら、その話の中で、移動式、今度、実はこんな案件があるかもしれませんというお話が先方からあったということによろしいんですかね。先方のどちらかから。

○原田証人

そのとおりでございます。

○江口委員

その際には、細かな仕様というか、そういったお話もあったりするんですかね。初めてお会いするときとかでしたら、そんなこともないかと思うんですけど、いかがですか。

○原田証人

記憶にありません。

○江口委員

でもそのときにお話が出たんでしょう。移動式観覧席の発注があると思いますよみたいなですね。そしたらそのときに話があって、じゃあ、細かいことについて教えてくださいとなるのか、そこでね、じゃなかったら、その後でまた問合せをされたりするのか、どちらかじゃないとね、そこは深まらないと思うんですが、その点は、何らかその後で——、覚えてるんじゃないかなと思ったりはするんですが、その時ないし、もしくはそれ以降、いつ頃だったかっていうのは、ご記憶ないですかね。

○原田証人

そこら辺の記憶はちょっとありませんけども、移動式観覧席と名前のとおり、通常、アリーナであったりとか、体育館で使われるものだという事で認識いたしました。

○江口委員

今回の移動式観覧席に関しては、今回、コトブキシーティングさんのご提案をされたっていう形だったと思うんですが、それ以外のメーカーさん、それ以外の、今お話があった代理店さん以外に問合せ等々をしたことがございますか。

○原田証人

ありません。

○江口委員

参考見積りをスポーツ振興課から依頼されます。そのときに関しては、どういった依頼のされ方をしたんでしょうか。瀬尾課長のほうから、これこれこういうふうな条件でというのがあったかと思うんですが、それについてはどういったことでしょうか。

○原田証人

営業にコトブキさんとも行っておりましたので、移動式観覧席のほうの入札を、入札ではない——、見積りをお願いしますということなので、詳しい資料、仕様をいただいたかどうかというのは、ちょっと記憶にありません。

○江口委員

コトブキシーティングさんと一緒に営業に行かれたということですね、瀬尾課長のところに。そのときに、見積りをお願いしますと言われたという理解でよろしいですか。

○原田証人

一緒に行ったときではないと記憶しています、見積りを依頼されたのがですね。

○江口委員

じゃあ、最初に一緒に行かれて、その後、参考見積りを依頼されるときに、お会いしてるわけですね、瀬尾課長と。最低2回お会いしてるんですが、それ以外でもまた何回か、何回ぐらいご訪問されたんでしょうか。

○原田証人

数回あると思いますが、回数は分かりません。

○江口委員

じゃあ、その中で、最初にあるんだろうと思って、お2人、2社ですね、グッドイナフさんとコトブキシーティングさんとお伺いされますときに、そのときに何らかの具体的なお話というのは、その中では、移動式観覧席というアバウトな話だったのか、それとも移動式観覧席、こんなものを持っていう話とかはあったんでしょうか。

○原田証人

移動式観覧席及びスタッキングチェアだったと思いますが、その辺での営業に行っていました。

○江口委員

スタッキングチェアって、こんな積み重ねる椅子ですよ。で、移動式観覧席については、具体的にどのようなサイズでとかね、そういったお話まであったのかどうか。

○原田証人

記憶にないです。

○江口委員

そうすると、参考見積りを依頼されるんですが、参考見積りを依頼されるときには、具体的にこれこれこういうものでというのはあったかと思うんですが、その参考見積りの際に示された、瀬尾課長から示された条件等について、ご案内ください。

○原田証人

もう一度、すみません。仕様ですか。

○委員長

江口委員、もう一度お願いします。

○江口委員

瀬尾課長のほうから参考見積りをお願いされるときには、例えば、今回の仕様書みたいなですね、こうやって書いたものを渡して、これで参考見積りをお願いしますって言われたのか、単に移動式観覧席の参考見積りをお願いしたいんです。おおよそ何席の、例えば何人、座席数として何人分用意してほしいんですとかいうふうなね、そういった形だったのか、それとも、これこれこういうものが欲しいんですがっていうふうな形だったのか、いかがですかね。

○原田証人

当初、私も仕入れる営業に当たっての代理店等から、代理店から見積りを取っておりまして、その見積書の中を写して提出いたしました。

○江口委員

見積り取ると思うんですけど、その取るにもやっぱり市がどういったものを求めているかが分からないことには、提出しようがないですよ。50人分の移動式観覧席なのか、100人分の移動式観覧席なのか、分からないと思うんですけど、市のほうから依頼されるときに、これこれ、今回出された仕様書のようなね、仕様書のようなものとして、書面で、これに基づいて、参考見積りをお願いしますと言われたのか、もしくは、例えば体育館の図面があって、ここに収まる、体育館がこうやってできるんだけれど、ここにこのぐらいの移動式観覧席を置きたいんだと。おおよそ何席だ、ざっと何席だと。それを見積りをお願いしますと言われたのか、どちらでしょうか。もしくはそれじゃなかったら、どういった形で依頼されたんでしょうか。

○原田証人

電話で依頼を受けたと思います。もうちょっと記憶が定かではありませんし、先ほど申し上げましたとおり、もともとうちのほうが持っていました販売店からの見積書、その中にある項目をつけて参考見積りとして提出をいたしました。

○江口委員

見積りを取るにしてみても、結局その規模が分からないことには、見積りできないと思うんですね。言ったように50席なのか100席なのか分からないと、と思うんですけど、電話で依頼があったっていうことは、電話で依頼——（発言する者あり）

改めて今お聞きしますが、瀬尾課長から、どのような形で依頼があったかについては、どのような形で依頼があったのか、記憶の限りで教えていただいていますか。

○原田証人

電話で見積りを、参考見積りを取りたいということで、連絡があって、その中で何席というようなことが言われとったのかもしれませんが、その辺が、記憶が定かではありません。

○江口委員

では、瀬尾課長のほうからは、何ら仕様書的なものについては、書類はもらってないということでもよろしいですかね。

○原田証人

もらっていません。

○吉松委員

先ほど江口委員のほうからですね、移動式観覧席が物品として入札があるだろうということを業者側から伝えてきたということですけど、ここ確認ですが、それはコトブキシーティングさんですか、それとも代理店ですか。どちらですか。

○原田証人

すみません、記憶がございません。

○川上委員

先ほど、入札金額をどのように決めたかとお話をお尋ねしたところ、誰にも相談せずに自分が決めたということなんですけど、どういうふうに決めたかが、少し分かりにくかったので、もう少し説明をお願いしていいですか。

○原田証人

先ほども申しあげましたけども、仕入価格に固定費、利益、そのようなものを加味して出しました。

○川上委員

証人がおっしゃる固定費というのは何のことでしょうか。

○原田証人

固定費とは、会社を維持するために必要な費用だと考えております。

○川上委員

それはどのくらいの割合、それから先ほど言った利益、どれくらいの割合というふうに考えたんでしょうか。

○原田証人

企業上の秘密とさせていただきます。

○川上委員

いずれにしても第三者から、第三者に相談したりしてないというのは聞きましたけど、第三者から一方的に、この金額ならば落札ができますよというような情報というのは、誰からもなかったですか。

○原田証人

ありません。

○川上委員

普通、応札するとき、入札するときは、基本的には仕事をとる覚悟で入れるわけですね。そうすると他社が、入札する札よりは低くならないと、無理ということになるわけですけど、そ

うすると固定費をどう考えるか、それから利益幅をどう考えるかというのは、決定的なんですね。官製談合や、その他の民間同士の談合がある場合は、ここが鍵じゃないですか。ですから、それはもう終わった話ですから、入札が終わり、もう契約も議決している話ですよ。3月の頭にはもう物品まで納入する話なんですよ。それで、今回について、どういうふうに固定費を考えたか。それから、利益をどう考えたかと。その考え方のところは、企業の秘密に当たらないと思うので、考え方を、今回についてですよ、証言してもらいたいと思います。

○原田証人

補佐人と協議してよろしいでしょうか。

○委員長

はい、どうぞ。

○原田証人

今後の企業活動にも影響してくることなので、コメントは控えます。

○委員長

川上委員、一応、再度の質問で来てますので、まとめていただくようお願いいたします。

○川上委員

天の声とかよくあるわけですね、仕切り屋さんという人がいて、お宅に数字が来たりすることがあるわけですよ。それで先ほど——、まとめて聞きますね。片峯市長とは、会ったことがあるけれども、どのシーンで会ったか覚えてないと、会食はしていないとおっしゃいました。どのシーンか、片峯さんと毎日会う人たちはあんまりいないんで、そんなに頻繁に会っているのかなっていう気もするし、たまにしか会ってないのを覚えてないっていうのは違和感があるし、そこをお答え願いたいのと、それからもう一つはですね、スポーツ振興課長、契約課長、当時と現在含む飯塚市職員との会食の経験の有無、また、坂平末雄氏は、先ほどの証言で分かりましたが、その会派を含む飯塚市議会議員との会食の経験の有無について、併せて言いましたから、分かりにくかったかもしれませんが、お答えいただけますか。

○原田証人

すみません。質問が長くてよく理解できませんけども、市長のところだけでいいますと、庁舎の中で、庁舎の喫煙場で一遍お会いしたのと、私の知人の叙勲の披露パーティーのようなところでお会いしたことがあるということです。その他あと、市の幹部ですかね——

○委員長

市の職員の方あるいは議員の方との、その2点ありましたら答弁ください。

○原田証人

東契約課長と、今、出ております2月に食事をしたということでございます。契約課長の今の現の山本課長さんですかね、は名刺交換だけして、食事はしておりません。

○委員長

あと議員の方と何か、それ、ありましたか。

○原田証人

議員でいいますと、議員の知り合いということですか。食事をしたかどうか。（発言する者あり）飯塚市議会議員の方で食事をした方っていうのは、坂平市議です。（発言する者あり）

○委員長

それ以外、原田証人ありましたら、お答えください。

○原田証人

ございません。

○委員長

ほかにございませんか。

○深町委員

ちょっと重複になるかも知れませんが、食事された件なんですけど、一般女性と2名で行ったところ、坂平議員と市の職員の方が後で来られたということなんですけど、時間的にはどのくらいの食事の時間だったんですか。長さ、時間、一緒に4人で飲まれた時間帯。

○原田証人

大体2時間以内だったと思います。

○深町委員

そのときに、やっぱり入札の件の話は一向に出なかったんですか。何かそういう話が出ましたか、話題は。

○原田証人

出ておりません。

○江口委員

先ほど、移動式観覧席について、メーカーもしくは代理店からお聞きしたという話でございました。メーカーについてはコトブキシーティングということですが、コトブキシーティングのどなたから——、どなたと会われたのか。それとあと先ほど代理店について、代理店はどこの会社のどなたなのか、お聞かせください。あと、ないと思うんですが、その2社に対して、ほかには、ほかの会社には出さないでねとかいう話とかはされたのかどうか、併せてお聞かせいただけますか。

○原田証人

すみません。一つずつ回答させていただいていいですか。

○委員長

そしたら、再度、江口委員、質問願います。

○江口委員

コトブキシーティングで、お会いしたのはどなただったのでしょうか。それが1点、まず1点。

○原田証人

名前はプライバシーのことがあるので、ちょっとお伝えできません。

○江口委員

お名前じゃなくて結構ですので、職で結構です。例えば九州支店長であったりとか、どこどこ何ととか、そういった形で結構なんです。というのは私どもも、もしその方にお話を聞こうと思ったときに、そこが分からないことには、アプローチができませんので、お教えください。

○原田証人

職名というか、それは分かりません。記憶にありません。

○委員長

再度ですから、ちょっと一、二点にまとめていただくようお願いします。

○江口委員

職を覚えておられないんだしたら、お名前でお聞かせいただきたい。それはプライバシーじゃなくて営業活動でございますので、それはプライバシーではないと思うんですね。ですので、それについてお答えください。

○原田証人

名前をちょっと今、ど忘れしております、出てきませんが。検索してもいいですけど、携帯か何かで。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 12:19

再 開 12:24

委員会を再開いたします。

○原田証人

補佐人と協議してよろしいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○原田証人

吉田氏です。

○江口委員

代理店については、どこの会社のどなたでしょうか。

○原田証人

競争相手等がありますし、事業活動に影響するため、それは差し控えさせていただきます。

○委員長

ほかにありませんか。もう最後ですよ。

○江口委員

先ほどもまとめてお聞きした中であつたんですけれど、そのメーカーの吉田氏、もしくはその代理店のお名前を差し控えた方に対して、今回の移動式観覧席について、ほかの業者へ出荷していただきたくないということとかは、お話しされたことはないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○原田証人

ありません。

○委員長

最後、上野委員からちょっと申し出がっております。これを許します。

○上野委員

ありがとうございます。先ほどお聞きしました会社の営業登録の変更ですね。令和3年度に登録するために令和2年に、2年の8月に変更されていることは先ほどお聞きしまして、それは新しい事業の展開だというふうなお答えをいただいたんですが、その登録されたその年の6月からですね、半年余りの間に受注をされてあるんです。飯塚市の多分、これは300万以下なので課長決裁だと思うんですけれども。これについては先ほど、先ほどというか、この入札に関しては13者の業者さんが入札指名を受けていらっしゃるんですね。同じようにこのような文具を扱う業者さんも13者以上おられるわけで、それ以上指名が出てきてるわけなんです。その中で市役所のほうから、こういう課長決裁枠をお願いをするというのは、従前付き合いのある方に普通はお願いをするんです。相当な営業活動されたと思うんですが、原田社長が営業活動されてるんですが、見ると1つの課に偏っているのかなという見方もできるんですが、どのような営業活動を取るためにされたのか、最後にお聞かせいただけますか。

なぜこの質問するかと言いますと、官製談合等について私たち調査してるので、そこの異動が職員さんありますからね。これ令和3年の話なので、そこら辺をお聞かせいただきたいと思います。

○原田証人

商品は何でしょうか。

○委員長

上野委員、簡潔にお願いします。

○上野委員

御社が出されてる納入実績なので読み上げますか。軽中量ボルトレスラック外21件、192万5千円、DELL製児童生徒用タブレット端末6台、32万3400円、同じようなタブレットで画面割れが2台、コピー用紙、ファイル、保存袋、クラフトパッカーが5万

7860円、あと6行書かれてある件に関しては、いずれもDELL製児童生徒用タブレット端末に関するものです。

○原田証人

この新体育館の移動式観覧席の官製談合というふうになっておりますので、その辺はコメントを控えます。

○委員長

ほかにありませんか。

(な し)

ないようでございますので、以上で、原田証人に対する尋問は終了いたしました。

なお、後日また証言を求めることがあるかもしれませんが、そのときはご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。ご退席して結構でございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:24

再 開 13:59

委員会を再開いたします。

次に、坂平由美氏より証言を求めることにいたします。

証人の入室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 13:59

再 開 14:00

委員会を再開いたします。

証人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、お願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またそれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、一つ、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の係にあり、もしくはあつた者、または証人と後見人、被後見人の係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。二つ、証言が1で申し上げた者の名誉を害すべき事項に関するとき。三つ、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈禱もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が、職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。四つ、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。五つ、公務員または公務員であつたものが、証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合において、当該官公署の承認を受けていないとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなります。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の係にあり、もしくはあつた者、証人と後見人、被後見人の係にある者に著しい利害係がある事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、宣誓を拒むことができます。それ以外については、

宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなります。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。それでは、傍聴人も含め、全員、起立願います。

(全員起立)

宣誓書の朗読を願います。

○坂平証人

宣誓書、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月17日、坂平由美。

○委員長

それではご着席願います。証人は宣誓書に署名、捺印願います。

(証人 署名捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証言では、証人は体験した事実を述べるのであり、意見を述べることはできません。尋問された事項に対してのみ証言を述べることとなります。また、尋問内容が不明確なため証人がその疑義をたずために委員長や委員に対し、質問することは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

次に、委員各位に申し上げます。本日は重要な問題について証人より証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いするとともに、質問時の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

また、一つ、証人を侮辱し、または困惑させる質問。二つ、誘導質問。三つ、既にした質問と重複する質問。四つ、争点に関係のない質問。五つ、意見の陳述を求める質問。六つ、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問につきましては、質問することができませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

なお、これまでご説明いたしました「証人尋問における留意事項」について、まとめた資料を証人並びに委員の席上に配付しておりますので、必要によりご確認ください。

これより坂平証人から証言を求めます。最初に、委員長から、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは坂平由美さんですか。

○坂平証人

はい、そうです。

○委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○坂平証人

はい、間違いありません。

○委員長

まず、委員長から主尋問を行います。

まず最初に、移動式観覧席の入札参加の経緯についてお聞きいたします。今回の移動式観覧席の入札があったことを、いつ知りましたか。

○坂平証人

日付はよく覚えていませんが、去年の——、去年のいつ頃だったかな。これが入札だから、2月か3月かちょっと分かりませんね、それぐらいだと思います。覚えてませんが、いいで

しょうか。

○委員長

入札を知ったその日以降、令和4年5月19日の入札に至るまで、どのような情報収集や営業活動をなされましたか。

○坂平証人

営業活動はしませんが、いつものとおり、市の契約課から指名通知が来て、それから事務員と相談を、いつものとおり相談をして、入札するかしないかを決め、入札しようということで決めました。

○委員長

参考見積りの依頼を受けましたか。

○坂平証人

参考見積りってどういう意味でしょうか、ちょっと分かりませんが、意味が分かりません。ちょっといいのでしょうか。私は会社の経営に携わってますけど、ふだんは一般主婦なので、ちょっと難しいあれで言うと分かりません。もう少しかみ砕いて言っていただければと思います。

○委員長

参考見積りとは、入札する前に、一応その分についての見積りをいただくという、前段の見積りのことでございます。

○坂平証人

以前から知っている業者さんに、一応お願いして、相談しました。

○委員長

その相談をされたということであれば、誰に相談をされておりますか。

○坂平証人

以前からお付き合いしてる方なので、申し上げたくないですね。

○委員長

次に、市の指名願についてお聞きいたします。市の指名業者には、いつなられて、何の業種を希望されてきたのか、お聞かせください。

○坂平証人

ちょっと、もう一回。

○委員長

はい、お座りください。指名業者には、いつなられて、何の業種を希望されてきたのか、お聞かせください。

○坂平証人

いつ頃なっかっていうのはもう覚えてませんね。そして、ほとんど事務員さんに任せてるので、ちょっと私じゃ分かりません。

○委員長

市との取引実績についてお聞かせください。

○坂平証人

取引実績というのは、どういう意味でしょうか。

○委員長

その前でお尋ねいたしました指名業者の何の業種を希望されたのかということによって、希望された業種よっての取引の実績というのがあります。その実績を、入札とか、そういうふうにな品とかされましたかという、その実績をお聞きしております。ありますか、飯塚市との。飯塚市との、例えば注文を受けたりとか、入札に加わったとか、そういうふうなものについての過去の実績についてお聞かせください。

○坂平証人

過去の実績っていうのは——、本業は私は不動産の賃貸でありますので、実績っていうのは、ちょっと私じゃあどうなんでしょうね、ちょっと分かりません。

○委員長

次に、メーカーとの協議についてお聞きいたします。今回の移動式観覧席について、打合せや問合せなどを含め、協議したことがあるメーカーはどこですか。

○坂平証人

申し訳ございません。これもちょっと企業秘密なので申し上げることはできません。控えさせていただきます。

○委員長

そしたらメーカーとは協議したのは、企業秘密でということになると、メーカーとの協議がなかったということでございますか。

○坂平証人

それもちょっと申し上げることができないですね。すみません。

○委員長

それでは、今回の移動式観覧席について、そのメーカーといつ頃、どのような協議をしていたか、具体的に——。失礼しました、今の2つの質問でメーカーとのについては、発言できないということですが、具体的な話も、結局ないということでございますか。

○坂平証人

メーカーとの直接はありません。私が信頼している業者さんに相談して、いつも決めております。以上です。

○委員長

次に、市及び議員、他の業者等との関係等についてお聞きいたします。今回の移動式観覧席の入札について、市及び議員、他の業者等から、事前の働きかけがありましたか。

○坂平証人

その働きかけというのは、どういう意味なんでしょうか。ちょっと意味が分かりませんが。

○委員長

働きかけというのは、今回の入札につきまして、どうされますかとか、うちに例えば、入札、落とさせてくださいとか、そういうふうな具体的な働きかけということでございますか。

○坂平証人

ございません。

○委員長

今回の移動式観覧席の入札について、市及び議員、他の業者等へ事前の働きかけをいたしましたか。

○坂平証人

すみません、ちょっと、分かんないんで、意味が分かんない。市への働きかけというのは、私からの働きかけでしょうか。何なんですか。

○委員長

坂平証人のほうから、今度、市とか、同じ業者とか、先ほど信頼の置ける業者あたりに、私のほうに、極端に言うたら取らせてくれとか、そういうような働きかけのことでございますか。

○坂平証人

いえ、働きかけはしません。先ほど言ったように、うちは賃貸で、私はやっておりますので、そんなお仕事の何ですかね、ぜひとも欲しいとかそういうあれはございません。

○委員長

私からの尋問はこれで終わります。

次に、委員から尋問の申出がありますので、これを許します。

○川上委員

証人、私、日本共産党の川上直喜といいます。まず、会社の設立はいつかお尋ねします。

○坂平証人

設立は、もう覚えてません。

○川上委員

社長には、いつなられましたか。

○坂平証人

株式会社S・Yを創立したときに、社長になりました。

○川上委員

S・Yというのは、社長の、証人のイニシャルから取った名前なんですか、会社の名前。

○坂平証人

はい、そうです。

○川上委員

報酬は幾らですか。報酬。

○委員長

川上委員、ちょっとそこは外れてますので、そこは、質問を変えてください。（発言する者あり）移動式観覧席と入札の関係を明らかにして質問をお願いいたします。（発言する者あり）報酬まで関係———。

暫時休憩します。

休 憩 14：18

再 開 14：19

委員会を再開いたします。

○川上委員

会社はどこにありますか。

○坂平証人

小正にあります。

○川上委員

住所を教えてください。

○坂平証人

我が家が298ですから、その上ですから、ちょっと住所は分かりません。

○川上委員

確認しますが、自分が社長を勤めている会社の住所が分からない。

○坂平証人

社長ですけど、郵便物は全て事務員さんに任せてますので、分かりません。

○川上委員

社員は何人ですか。

○坂平証人

社員は、私と事務員2人ですね。

○川上委員

坂平由美さんは社長でありながら、社員も兼ねているわけですか。

○坂平証人

社員を兼ねているって、ちょっと意味が分からないんですけど。

○川上委員

事務員は社員なんですか。

○坂平証人

はい、そうです。私から見て社員ですね。

○川上委員

会社に相談役はありますか。

○坂平証人

相談役はいません。

○川上委員

顧問のような役割を果たせる方はいますか。

○坂平証人

いません。

○川上委員

税理士事務所はどこですか。

○坂平証人

私が今日呼ばれたのは、この移動式観覧席の入札についてじゃないんでしょうか。どうして会社のプライベートのことを聞くんでしょうか。私は申し上げることはできません。

○委員長

川上委員、ちょっと今そういうようなことで、関係ある項目で質問をお願いいたします。

○川上委員

当然ながら会社の状態を聞くわけですよ。それでメインバンクはどこですか。

○委員長

ちょっとその件についても、ちょっと今と同じことです。（発言する者あり）そういう因果関係を説明した上で質問をお願いいたします。

○川上委員

会社の概要を把握しなければ、きちんとした質問がしにくいからです。答えられないなら答えられないと証言されたらどうですか。

○坂平証人

答えられません。

○川上委員

証言を拒むことができる事項に1から5まであることは承知の上だと思います。これに該当しないと思われるので、後ほど委員長、協議をお願いしたいと思います。それで今回、入札金額は幾らでしたか。

○坂平証人

もう過去のことでですので、覚えておりません。

○川上委員

何か記録を見れば思い出しますか。

○坂平証人

入札をしたけど、お仕事を取ったわけではないので、多分破棄してるから、ないと思います。

○川上委員

何を破棄したんですか。

○坂平証人

2人で、私たちはいつも事務員と2人で、どれぐらいだったらいいのかなと相談しながらしてますけど、書いたメモですかね、そういうのはもう捨ててますので。メモ書きですね。

○川上委員

あなたが覚えていないその金額にした根拠となる資料ありますか。

○坂平証人

ありません。

○川上委員

あなたの言う事務員という方と、坂平末雄市議会議員はどういう関係か、証言ができますか。

○坂平証人

もう一度言ってください。お願いします。

○川上委員

あなたが先ほどからおっしゃっている事務員と、それから坂平末雄市議会議員がどういう関係にあるか、お尋ねしたわけです。

○坂平証人

関係ないでしょう。私の事務員です。

○川上委員

同一人物ではないかを確認したかったわけです。

○坂平証人

同一人物っていう話ですか。事務所にいる——、意味が分からない。

○委員長

川上委員、もう一度。

○川上委員

坂平証人が入札の金額を相談して決めているという相手の唯一の社員、事務員は、坂平末雄市議会議員と同一人物ではないかと聞いたわけです。

○坂平証人

坂平議員がですか。議員が相談しているって言ったんですか。それがちょっと分かんない。私のことでしょうか。

○委員長

簡潔にちょっと、川上委員、（発言する者あり）

○川上委員

坂平由美証人が、事務員と2人で協議して入札金額を決めたと言われました。その事務員は、坂平末雄市議会議員と同一人物かとお聞きしました。

○坂平証人

坂平由美が相談している事務員が坂平議員と同一人物かっていう、同一人物ではありません。

○川上委員

グッドイナフ社長、原田拓郎さんと交流がありますか。

○坂平証人

顔は知ってますけど、挨拶程度で、お話ししたこともございません。

○川上委員

彼が、坂平すえお後援会の会長です。寒中お見舞い申し上げますという文書を、最近、配布されております。2月吉日と書いてます。これについて御存じのことがありますか。

○坂平証人

私が知ってること、御存じでありますかとは、どういう意味なんでしょうか。ちょっと分かりません、それも。もう一度詳しく言ってください。

○委員長

川上委員、再度ちょっと申し上げます。後援会のことはいいんですが、結局、移動式観覧席との関連を示した上で質問をお願いいたします。再度お願いします。

○川上委員

片峯市長との交流はありますか。

○坂平証人

ありません。

○川上委員

あなたは、令和4年2月26日の会食に誘われましたか。

○坂平証人

誘われていません。

○川上委員

証人は、その会食があるのを事前に知っていましたか。

○坂平証人

知りません。

○川上委員

その会食の後、坂平末雄市議から何らかの情報をもらいましたか。

○坂平証人

もらいません。

○川上委員

あなたは、スポーツ振興課課長、瀬尾善忠さんと交流がありますか。

○坂平証人

ありません。

○川上委員

瀬尾さんは、坂平末雄市議と何度も会食を共にしたことがあるという証言を既にしてしています。証人は、その会食に同席したことがありますか。

○坂平証人

ありません。

○川上委員

同じく契約課長、山本直樹さんが、坂平末雄市議と会食を繰り返したことを証言しています。証人は同席したことはないですか。

○坂平証人

ありません。

○川上委員

現在、飯塚市の行政経営部長、東 剛史さんは、穂波町職員の時代から、坂平末雄市議と長年のじっこの間柄です。何度も会食を共にした間柄ということ、本人がここで証言したわけですけれども、証人は、この東さんとの交流の状況については、知るところがありますか。

○坂平証人

いえ、ありません。

○川上委員

それでは、証人自身が、東 剛史さんと交流を持ったことはないですか。

○坂平証人

はい、ありません。

○川上委員

東 剛史さんと会食をしたことはないですか。

○坂平証人

ありません。

○委員長

ほかにありませんか。

○吉松委員

よろしく申し上げます。主尋問の中で、今回の移動式観覧席が、観覧席の入札があることを

いつ知りましたかという質問のときに、令和4年2月か3月頃、知り得たというふうに証言されましたけれども、その知り得たのは、何で、どのようなことで、それを知ったのでしょうか。

○坂平証人

これは多分、契約課からの指名通知です——、だと思います。

○吉松委員

記憶ですから、入札の通知、それが4月28日にあっております。それで知り得たというならば、恐らく2月か3月という記憶ではなくて、通知で知ったということになれば、4月28日だと思います。それでですね、その通知で知ったということですけども、4月28日から入札の日にはちですね、これが5月19日ですね。5月19日、約20日間の日にちがあるわけですが、その日にちの、20日間の中で、業者を選定して、見積りを取って、入札に参加されたわけですけども、その選定から見積りを取る作業というのを、どのようになされましたか。

○坂平証人

先ほども言ったように、私の知り合いに相談して、その方がこれくらいだということを知って、どうしようかということ、それで決めて、いたしました。

○吉松委員

知り合いの方に依頼して、業者の選定から見積りまでしていただいたということですが、それは事務員さんとは違いますね。

○坂平証人

はい、事務員ではありません。

○吉松委員

信頼されている方だということですけども、その方とは、いつ頃からの知り合いですか。

○坂平証人

多分20年前ぐらいからだと思います。

○吉松委員

その信頼している業者さんの専門というものは何でしょうか。

○坂平証人

専門は——、その方に迷惑かかるんでしょうかね、言っていないんでしょうかね。インテリア関係というか。

○吉松委員

その方が業者選定から見積りまでですね、そういうことをされたというのは、詳しくはちょっと分からないところなんですけども、それで価格を決定されたと思います。この移動式観覧席の入札に当たっての上限価格というものがありますか。

○坂平証人

一応、ありますけど、そのときのあれは、もう覚えておりませんけど。

○吉松委員

この価格を設定されたというのがですね、8千万円ちょうどで入札をされているんですよ。いろんな見積りを積み上げて、その数字を出されたと思いますけれども、きっちりした数字が出たということについては、どのように算出したんですか。

○坂平証人

算出は相談しながら、決めたことですので、これぐらいじゃないかなということでしょうね。

○吉松委員

これぐらいじゃないかなというような発言ですけども、なぜか、これを落とそうという意思がなかったというふうに私は判断できますけれども。じゃあ、この入札、無理かなというふうに判断されていましたか。

○坂平証人

多分そうだったと思います。

○吉松委員

それでは、株式会社S・Y、これの株式全部で何株ですか。それで最大の株主はどなたでしょうか。

○坂平証人

よく覚えてませんが、主人と——、最大な株は主人かな。そして私と2人の子どもですね。

○委員長

ほかにありませんか。ほかにないようですので、再度。

○川上委員

あなたは、[]を御存じですか。

○委員長

川上委員、関係、[]と関係、根拠を、新体育館と関係性を述べて、質問してください。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休 憩 14：39

再 開 14：40

委員会を再開いたします。

○川上委員

先ほどの証言にありました、インテリア関係かなということなんですけど、それはどちらですか。

○坂平証人

その会社にご迷惑をかけるので言えません。

○川上委員

証人尋問における留意事項という説明が先ほどありましたでしょう。証言を拒むことができる事項、1から5までありますけど、どれに基づいて発言されてますか。

○坂平証人

そこはちょっと探ることができないんですけど、これは私のプライベートな、お付き合いの方なので、名前を出すことができません。

○川上委員

そこで、[]、[]を御存じですか。

○坂平証人

はい、知ってます。

○川上委員

社長が[]さん、取締役が[]さん、もう一人の取締役が[]さんとなっておりますけど、あなたが相談した方は、この3人の中のどなたかですか。

○坂平証人

申し上げることができません。

○川上委員

委員長ね、先ほどからね、信頼している業者さんとかね、いろいろ言われて、百条委員会としてね、答えられませんとかいうのをね、見過ごすことはできないと思うんですよ。それで、ちょっと休憩してね。ああそうですかと言っていいのかな、ちょっと協議しましょうよ。この1から5に証言を拒むことができる事項があるんだけど、これに基づいて証言を拒むという申出もないわけですから、百条委員会の理解がないわけですよ。ですから、注意喚起をす

る必要があるかもしれない。休憩してさ、ちょっと委員会、協議したらどうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 44

再 開 15 : 00

委員会を再開いたします。

証言を拒むことができる事項について、坂平証人からありますので、お願いいたします。

○坂平証人

それはこの4番ですね、技術また職業の秘密に関する事項について受ける、これと言えないということですね。申し上げることができませんということで、ですかね、質問が。ちょっと分かりませんでした。

○委員長

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるときに関する、このことということですか。

○川上委員

該当しないと思いますが、どのように理解したら該当するんですか。証人、証言してください。

○坂平証人

申し訳ございません。もう一度、質問していただけますでしょうか。

○川上委員

先ほどの質問、今の質問はですね、今の質問は、この4には該当しないと。証言を拒むことができる事項には該当しないと、私は判断しますが、どういう理由でこの4に該当するとおっしゃってるのか、分かりやすく証言してもらえますか。

○坂平証人

拒むことができる事項のことを言ってるんでしょう。それはやはり、これからの営業活動に支障があるかもしれないということで。その業者の名前を言ってくれということで、私のお友達のこと。私はそう受け止めましたが、違いますでしょうか。

○川上委員

見積り額を相談して決めたというわけですね。ですから、当然その方がどなたか確認しておく必要があります。ぜひ証言してもらいたいと思います。

○坂平証人

証言——、証言ってどういうあれなんですかねえ。私が今日呼ばれたのは、あれではないんですか。官製談合などに関することで——。何かあるんでしょうか。何て言ってるか、ちょっと分かりませんね、申し上げることができませんね。

○川上委員

私が質問して、あなたが答弁を今拒否しているのはですね、██████の中で、あなたが入札額を決めるのに相談した相手は、██████さんですか、███さんですか、████さんですかと聞いたんですよ。3人と、みんなとあなたで決めたかもしれないけど、その相手を証言を求めてるわけです。

○坂平証人

私は██████とは申してませんが。

○川上委員

その次の話に行ってるわけです。あなたが話をした相手は、相談した相手は、この3人の方のどなたかと、全員かという聞き方をしてるんです。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 15:06

再開 15:11

委員会を再開いたします。

坂平証人に申し上げます。証言を拒むことができる事項について、先ほど述べられましたが、再度、具体的にお答え願いたいと思います。

○坂平証人

その証言を拒むことができるという――、どこまで言えばいいんでしょうか。この4番じゃ駄目なんですか。

○委員長

そこら辺のところ、坂平証人がまた具体的にひとつお答え願いたい。

○坂平証人

それをですね、これからのやはり営業活動なんかには支障を起こしたりしますので、申しあげることができないということなんですけど、それでいいんでしょうか。私はちょっとそれ以上――。

○委員長

質問、先ほどされました川上委員。今の答えしかできないということですから、後日、委員会で協議するというところでよろしいですか。いいですか。

○川上委員

これは明らかにね、証言拒否だと思います。それで、委員長言われるとおりの、後刻諮ってもらいたいと思います。

それで、次の質問はですね、依頼を受けた見積りについてなんですけど、これは、坂平由美社長が市役所、瀬尾スポーツ振興課長に渡したのか、あるいは、事務員の方に、社員の方に渡させたのかね、それを確認したいと思いますが。

○坂平証人

多分、郵送だと思います。郵送したと思います。

○川上委員

それは、どういう形式の郵送にしましたか。

○坂平証人

はい、私の部下の事務員に頼みました。

○川上委員

配達証明とか、いろんな書留とかあるじゃないですか。普通郵便とかいろいろあるけど、どうでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 15:14

再開 15:15

委員会を再開いたします。

○坂平証人

先ほど言われた質問と違う答えを言いました。ちょっと把握してない場面が、私が多いもので。

○委員長

いや、ちょっと待って、もう一回質問する。川上委員、質問してください。

○川上委員

かなり重要なことなんですよね。それで、何かを調べれば、記憶が出てくるとか、確認でき

るとかいうことであれば、そうしてもらいたいと思います。

○坂平証人

確認できるか、できないか、分かりませんが、探してみます。

○委員長

ちょっと坂平証人に申し上げます。その前の参考見積りを出されたかどうかだけ、ちょっと。

○坂平証人

覚えていません。

○川上委員

先ほどからの入札金額についての作業、相談、それからそれ以前の見積りの市への回答について、証言を拒否するか、または、関知していないという疑念が湧くわけですね。先ほどから、証人は、基本主婦ですので、あるいは別のマンションなんですね、その他もあるかもしれませんが、その管理会社のほうもやってるんで、この株式会社、自分の名前のイニシャルがついたS・Yということなんだけど、よく分かりませんということを一貫しておっしゃってるように見受けられるんですけど、そういうことですか。

○坂平証人

いえ、違います。

○川上委員

そうであれば社長としてしかるべき証言をね、してもらいたいと思うんですよ。それで、参考見積りについてね、よく分かりませんというようなことでは、百条委員会としてはちょっと困る。ちょっと思い出していただけないですか。

○坂平証人

そもそも私が呼ばれたこと自体が、官製談合などに関するんじゃないんでしょうか。会社経営のことにに関して、どうしてそういうふうに関わり葉掘り聞かれるのかは、私はちょっと疑問に思います。

○委員長

川上委員、ちょっと、ひとつ、あとほかもおられますので、質問があれば、ひとつまとめてください。最後をお願いします。

○川上委員

証人ね、あれなんです。官製談合等疑惑そのものの質問をしてるんです。参考見積りの依頼を受けてつくりました。それを、会社は、あなたか事務員しかいないわけですけど、それをスポーツ振興課長に渡したのかと。どういうふうに渡したかということを確認するわけです。ですから、これは真ん中の質問なんです。それをあなたは、証言拒否している、今。そして、あまつさえね、質問そのものが、テーマからそれているように、問い返しているわけです。かなり確信を持ったね、証言拒否ですよ。証言できませんか。

○委員長

言葉を選んで質問してください。お願いします。もう、それだけですかね。（発言する者あり）ちょっとほかの方もおられますので、ちょっと待ってください。（発言する者あり）それで、一応その言葉を選んで、ちゃんと質問してください。

○川上委員

そこでね、あなたの会社は、あなたが社長を務めている会社は資本金2千万円。その過半数は、先ほど主人という表現がありました。その方は飯塚市議会議員の坂平末雄市議なんですか。

○坂平証人

はい、そうです。

○委員長

ほかにありませんか。（発言する者あり）ちょっと待ってください。ほかの方。ほかにあり

ませんか。

○江口委員

すみません、見積り、入札の通知を受けて、金額を決定するには、メーカーであったり、いろんなところにお聞きする必要があると思っています。その段階では、先ほどは、信頼できる方、先ほど来、お話があつての方にお聞きしたというふうな形であつたかと思いますが、それ以外には、何か価格算定の根拠となる作業はされたのでしょうか。

○坂平証人

覚えてないですね、してないと思いますけど、覚えていません。

○江口委員

では、その信頼できる方にご相談をされましたよね。その方からは、これこれこうだからというふうな形で、見積書っていうふうな形になるんだろうと思いますが、その方が取られた見積書をいただいて、それにある意味、利幅をのせて、市のほうへ金額として提出したというふうなことでよろしいのでしょうか。

○坂平証人

はい、そうです。

○江口委員

では、信頼できる方に相談する際には、具体的にどのようにご相談になられたのでしょうか。

○坂平証人

私が、そういう素人なもので、いつもその方に、こういうあれがあるんだけど、どんなものかなって言ったら、どこから材料を取ればいいのか、こうしたらいいとか、そういうことを聞くために、その方からそういうふうに教えてもらっているんですけど。そしてそれから、これで金額を決めて、これくらいにしとこうかなあということ、入札に参加したりしてますけど。

○江口委員

では、そうやって信頼できる方から情報をいただきますが、最終的には、その品物が入らないと困ると思うんですよね。ですので、当然のことながら、そのメーカーさんないし、その代理店さんのほうに、これについては、この金額で入れていただけることでよろしいんですよねっていう確認とかは、作業されると思うんですが、それはなされたのかどうか。もしなされたのであれば、その相手先はメーカーもしくは代理店になるかと思うんですが、どこのどなたなのか、お聞かせいただけますか。

○坂平証人

これも先ほどあちらの方が質問されたのと同じではないでしょうか。私はそう思いますけど。

○江口委員

聞き方を変えます。移動式観覧席に関しては、メーカーさんが数社あるんです。今回、S・Yさんが見積りを出したものに関しては、これほどこの会社の商品で見積りを出されましたでしょうか。

○坂平証人

ちょっと記憶にないですね。

○委員長

ほかにありませんか。

○深町委員

一つだけちょっと教えてもらいたいですけど、この移動式観覧席が最初の建設工事の中に含まれてて、購入費に外されたということは、御存じだったですか。

○坂平証人

いえ、知りません。

○委員長

ほかにありませんか。

○小幡委員

証人さんはお疲れさまです。市の指名願の中で、株式会社S・Yさんの住所がですね、先ほど小正とおっしゃってございましたけども、会社と代表、今日の証人の坂平由美さんの自宅とは、これは別々でしょうか。

○坂平証人

はい、別にあります。

○小幡委員

もう1点ですね、会社の構成についてお聞きします。現在は従業員が、証人の坂平由美代表のほかに1人、従業員がおられるということでしたが、株式会社S・Yさんは、会社設立が平成25年なんですね。それから今現在に至るまでに、従業員がピーク、マックス、一番多かったのは何名ほどあったか記憶にございましたら、お答えください。

○坂平証人

マックスいたときは、5人ぐらいじゃなかったかなと思います。よく覚えてませんが。

○委員長

次の証人の方おられますので、これでもって坂平証人に対する尋問は終了いたしました。

なお、後日また証言を求めることがあるかもしれませんが、そのときはご協力のほどよろしくお願いいたします。

証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。ご退席して結構でございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:28

再 開 15:39

委員会を再開いたします。

次に、高倉 孝氏より証言を求めることにいたします。

この際ご報告いたします。証人より証言内容を明確にするため、関係資料を配付したい旨の申出があり、許可いたしましたので、サイドボックスに関係資料を掲載いたします。

証人の入室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 15:39

再 開 15:40

委員会を再開いたします。

証人におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またそれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、一つ、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人、被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき。二つ、証言が1で申し上げた者の名誉を害すべき事項に関するとき。三つ、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。四つ、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。五つ、公務員または公務員であったものが、証人として職務上の秘密について尋問を受けた場合において、当該官公

署の承認を受けていないとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだ場合には、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることになります。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、証人と後見人、被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、宣誓を拒むことができます。それ以外については、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになります。以上のことをご承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。それでは、傍聴人も含め、全員、起立願います。

(全員起立)

それでは、宣誓書の朗読を願います。

○高倉証人

宣誓書、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和5年2月17日、高倉 孝。

○委員長

それではご着席願います。証人は宣誓書に署名、捺印願います。

(証人 署名捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証言では、証人は体験した事実を述べるのであり、意見を述べることはできません。尋問された事項に対してのみ証言を述べることとなります。また、尋問内容が不明確なため証人がその疑義をただすために委員長や委員に対し、質問することは可能ですが、それ以外の質問や反論をすることはできません。また、ご発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

次に、委員各位に申し上げます。本日は重要な問題について証人より証言を求めるものでございますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いするとともに、質問時の発言につきましても、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

また、一つ、証人を侮辱し、または困惑させる質問。誘導質問。三つ、既にした質問と重複する質問。四つ、争点に関係のない質問。意見の陳述を求める質問。六つ、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問につきましても、質問することができませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

なお、これまでご説明いたしました「証人尋問における留意事項」について、まとめた資料を証人並びに委員の席上に配付しておりますので、必要によりご確認ください。

これより高倉証人から証言を求めます。最初に、委員長から、所要の事項をお尋ねしてから、次に、各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは高倉 孝さんですか。

○高倉証人

はい、高倉 孝です。

○委員長

次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○高倉証人

間違いありません。

○委員長

まず、委員長から主尋問を行います。

まず最初に、移動式観覧席の入札参加の経緯についてお聞きいたします。今回の移動式観覧席の入札があることを、いつ知りましたか。

○高倉証人

これは、飯塚市のほうで、体育館の建築が1年延びたということを知りました。

○委員長

それ以降、令和4年5月19日の入札に至るまで、どのような情報収集や営業活動をなされましたか。

○高倉証人

ちょっと長くなりますけど、ちょっとよろしいですかね。ちょっとそれと資料1と2というのを私が提出してますので、2のほうを使って説明したほうが一番いいと思いますけど、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長

分かりやすく、簡潔にお願いします。

○高倉証人

何で、こうなったかということで、私が福岡ソフトウェアセンターに入社して、入社したときに、返済金や修繕箇所なども多くあり、金銭的に大変でした。とにかく仕事を頑張ろうと思い各市の委託業務に何度もチャレンジいたしました。1年半が経過したところで、やっと飯塚市の市民課窓口業務委託をいただき、嘉麻市、福津市、宇美町と仕事をいただき、今は返済金も終わり、補修等もできるようになりました。私は今でも委託業務を積極的にやるようにしています。理由は物品で落札することは本当に大変です。しかし、今から3年ぐらい前に、亡くなられた梶原副市長が、物品の落札業者が一者独占状態になりつつあることを、危機感を持たれてました。そんな中、弊社、私が物品の入札をよく辞退するので、3回辞退、続けて辞退したら、1回指名しないなどと言われましたので、それからなるべく物品の入札にも参加するように考えておりました。それで、皆さんのほうに出しておると思いますけど、資料2のほうを見ていただきたいと思います。これで新体育館の開館が1年延びたということを知りました。それで、私のほうもそのときには、ある程度大きな問屋さんが来ていましたので、問屋Aと話したら、チャレンジしましょうと、全体備品についてチャレンジしようということで、これははっきり言って、私は、椅子とか、机とか、そういうのを取りたいなと思って、2021年5月25日に打合せいたしました。2021年6月28日にメーカー3社を連れてきて、マットや各部屋の備品、椅子などと打合せしました。それで2021年7月19日、8月25日に移動式観覧席を含めた打合せをいたしました。2021年10月19日には移動式観覧席を除いた打合せをいたしました。除いた理由は、私たちが推薦していた愛知製の椅子は、座る部分が木製です。しかし、新体育館本体の椅子はコトブキ製で、座る部分は木製ではありません。弊社は営業として、スポーツ振興課にカタログ等を持参していましたが、移動式観覧席について、何の反応もなく、これは愛知製の椅子では無理と考えました。それで、2022年2月24日に私は、コトブキ製を取り扱っている問屋B、問屋と言っていますが、これ代理店ですね、を知ってますので打合せいたしました。その後、瀬尾課長より、移動式観覧席の見積書の提出をほしいとお願いされましたので、4月4日にスポーツ振興課に提出いたしております。以上です。

○委員長

それでは、市の指名願についてお聞きいたします。市の指名業者には、いつなられて、何の

業種を希望されてきたのか、お聞かせください。

○高倉証人

いつなられたかというのは、ちょっと私も記憶にありませんけど、主にパソコンとか、そういうコンピューター関係を、今まではやってまいりました。

○委員長

市との取引実績についてお聞かせください。

○高倉証人

近頃では、タブレット端末ですよ。それとあとは、今Z o o m関係でやってますけど、そういうカメラとかそういうのを納めることをやっております。

○委員長

次に、メーカーとの協議についてお聞きいたします。今回の移動式観覧席について、打合せや問合せなどを含め、協議したことのあるメーカーを、いま一つ、またお願いをいたします。

○高倉証人

あのですね、移動式観覧席についてはメーカーは愛知です。愛知が来てました。それで、ほかの机とか椅子とかいうのは、私の、来た間屋Aというの、ものすごく大きな間屋さんですので、大体メーカーが直接来るといえることはないんですけど、メーカーを連れてきていました。そして、これでは、これでいって、勝てるかとか、このメーカーで勝てるかどうかというのを、実際問題、このメーカーによって、これやったらあんまり扱ってるところがないから、これで勝負したらどうですかとか、そういうことをメーカーと話してます。メーカーは、3社来てます。3社が入れ替わり立ち替わり来てましたので、メーカーの、はっきり言ってそのメーカーが、ライオンとかそんなところが来てましたけど、それとマットとか、マットの会社なんかは、はっきり言って覚えてません。すみません。

○委員長

先ほど資料の提出の中に、協議されたのは、時系列にありますけど、そのもとになったメーカーとはいつから協議されてきましたか。

○高倉証人

メーカーというのは、今2021年6月28日から打合せをいたしました。

○委員長

そのとおりですね。今回の移動式観覧席についてそのメーカーと、いつ頃、どのようにして協議してきたのか、具体的にいま一度ありましたら、お願いをいたします。

○高倉証人

それは、すみませんけど、メーカーはコトブキのことでしょうか。それか、愛知はもう間屋さんが連れてきましたので。どっちのほうでしょうか。

○委員長

愛知については途中でやめられたと。

○高倉証人

愛知はもう途中で、もうはっきり言うて、これは、本体がコトブキでできてますので、トヨタの車に日産のとを入れるんは、ちょっとこれはもう難しいなと思ったもので、ちょっともうやめようということで考えました。

○委員長

そしたら、コトブキさんとの協議について、具体的にありましたら、お聞かせ願えますか。

○高倉証人

コトブキさんは、代理店で、これ調べてですけど、私が知っているところです。30年前から知ってますので、お話してから見積りを、もしあれやないかちゅうことで、いただけんかちゅうことで、お願いしたら、見積りいいですよちゅうことで、いただきました。

○委員長

それでは、今回の移動式観覧席の入札について、市及び議員、他の業者等から、事前の働きかけがありましたか。

○高倉証人

全くあっておりません。

○委員長

今回の移動式観覧席の入札について、市及び議員、他の業者への事前の働きかけをいたしましたか。

○高倉証人

全くいたしておりません。

○委員長

私からの尋問はこれで終わりました。

次に、委員からの尋問の申出がありますので、これを許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。証人、経歴を紹介してください。

○高倉証人

飯塚市役所を2015年かな、3月に退職して、福岡ソフトウェアセンターに行って、今現在に至っております。

○川上委員

ソフトウェアセンター、資本金10億を超えますが、代表取締役は、就任はいつですか。

○高倉証人

たしか今から4年ぐらい前だったと思いますけど、今2023年だから、2019年だと思います。今年の7月で4年間務めたことになるから、4年前です。

○川上委員

証人は報酬は幾らですか。

○高倉証人

年間390万です。

○川上委員

ソフトウェアセンター、三セクですが、会長はどなたですか。

○高倉証人

福岡県知事、服部さんですね。

○川上委員

副会長は。

○高倉証人

副会長は飯塚市長、片峯市長です。

○川上委員

代表取締役である証人と片峯市長は、権限においてどういう関係にありますか。

○高倉証人

片峯市長は、うちで言うたら取締役、副会長の取締役ちゅうことになりますけど。

○川上委員

権限においてはどういう関係になりますか。

○高倉証人

権限というか、意見を言うことで、権限があるということじゃないですけど。一取締役ちゅうことですね。

○川上委員

圧倒的に代表取締役の権限のほうが上位であるということですね。

○高倉証人

そういうことになります。

○川上委員

会食したことがありますか。

○高倉証人

株主総会がありますので、株主総会のときに会食しますが、個人的な会食はありません。

○川上委員

今回、入札金額は幾らですか。

○高倉証人

覚えてません。今度のあれでしょう、移動式観覧席でしょう。七千何ぼやったと思いますけど、そこは細かいことまで覚えてません。

○川上委員

ちょっと今思い出せますか。

○高倉証人

資料ありますから見ればいい。

○委員長

高倉証人、あの記憶に基づいてということでございます。資料を見ないで、もう先ほどの答弁でよろしゅうございます。

○川上委員

何だかよく覚えていない、七千幾らの金額と言われましたけど、その金額にした理由を述べてください。

○高倉証人

何か難しくあれされようけど、私どもはですね、問屋さん、問屋さんからとにかくメーカーが物をつくる、問屋さんがそれをする、問屋さんからいただく、それについてうちの利益を何%ぐらい掛けるか、金額によって、それは2%、あとの3%掛ける中でしていますので、それに基づいて、それと他者と、あつこが頑張りようから、今度2%ぐらいでせんと負けますよとかいう感じでしていますので、そんなときに何%にしたかは、2%とか、3%とか、そういう中でやっております。

○川上委員

他者を意識して利益幅をどうするかということですね。固定費はどうするんですか。

○高倉証人

あとの保証とか考えますが、今、私どもが考えてるのは、それについて何%ぐらいして、利益を取るかつちゅうことで、粗利って言いますが、粗利は何%ぐらいしようかということ考えてます。固定費とかよりも、とにかく粗利を何%ぐらいするか、それと他者が、13者いたらとか、私は知りませんが、もううちとしてはこのぐらいの粗利でいかないかんぞということで、検討してやっております。

○川上委員

必死ということですかね。

○高倉証人

何ですか、必死、今言われたんは何ですか。

○川上委員

失礼しました。必死に頑張っていると。必死に考えて入札をするんだと。他者から負けないために、是が非でも取りたいから一生懸命考えているということですよ。

○高倉証人

すみませんけど、当たり前のことと思いますけど、それは。

○川上委員

その金額の算出基礎の資料はありますか。

○高倉証人

問屋さん、代理店からもろた見積書がありますので。今もあります。

○川上委員

入札金額を決める、ソフトウェアセンター内の、会社内のルール、どうなってますか。

○高倉証人

今ありがたいことに、27人やったのが163人おるんですよ、職員が。それで各分野で皆、部長がある程度数字を出します。それを、今度はこれでいきたいんですけど、部長連中で話して、私のところに持ってきますので、これで勝てるのかとか、これでいこう、これで利益が、取ったところでこれ危ねえぞとか、そういうのを話して、これはこうしようとやっていますので、役所的な感覚やないで、もう民間として、これは絶対取らないかんとか、これはそう取らんでもいいとか、こんくらいでいこうとかという話でやっていますので、その都度その都度打合せをやりながらやっています。

○川上委員

そうすると、部内で決裁をしてきたと思われそうですが、その数字の記録は残ってますか。

○高倉証人

もちろん残っています。

○川上委員

まあ、普通の会社ですね。それで、この入札に関わってスポーツ振興課長、瀬尾善忠さんの訪問を受けたことがありますか。

○高倉証人

受けたことがあります。

○川上委員

それはいつのことですか。

○高倉証人

これの資料2に書いてますけど、2022年の4月4日の前ですね、3月か何かに1人で来られました。

○川上委員

何曜日か覚えてないでしょう。

○高倉証人

申し訳ないですけど、何曜日とか覚えてません。それで、来られたことは間違いないです。

○川上委員

土曜、日曜ではないということなんですけど、と思うが、時間帯はどうですか。

○高倉証人

多分、昼に来られたと思いますけど。

○川上委員

当然、公務ということなんですけど、片峯市長の使者として来りましたか。

○高倉証人

いや、使者とかいうあれじゃないで、ただ来てお願いされました。この見積りを提出してほしいということで来られました。

○川上委員

何の見積りですか。

○高倉証人

移動式観覧席の見積りをお願いされました。

○川上委員

昨年3月の段階と。

○高倉証人

2022年の4月4日やき、3月ですね、3月の段階で来られました。

○川上委員

そのときに、入札金額はどうするのかというような早回しの話はなかったですか。

○高倉証人

全然なかったです。ただ私はもう愛知のことを一生懸命頑張っていましたので、愛知が駄目やねと言うのは反応で分かってましたので、コトブキですかと言いましたけど、コトブキとは言いません。こういう形で何とかかんとかちゅうて、いろんなこと言われるけど、コトブキやろう、コトブキ出せばいいっちゃろうと言うけど、それは言われませんので、もうコトブキしかないと思って、それを、数字を出しました。

○川上委員

そうすると、そのときは、参考見積りを出してくださいと、メーカーを示さずに、頼まれたというだけなんですか。

○高倉証人

そうです。何か数字、要は、私も市役所におりましたので、何かそういうことを、コトブキとか限定することがいかんちゃろうと思って、深くはしませんでしたけども、コトブキしかないですから。だからもうコトブキの代理店を知ってましたので、代理店にお願いして、前つけてましたので、あとは2月24日に出した金額で、これに上乗せして私出しましたけど、そのときに、前の代理店に言うて、代理店がメーカーにこの金額でまだ、まだまだいけますかねっち、延びたら金額が変わりますので、それで早く情報を知ることが一番大事ですので、そうやき、そのままいいですかっち言うたら、いやいいですよとのことで、出しました。

○川上委員

そのときに入札参加を要請されましたか。

○高倉証人

入札参加は要請されませんでした。ただ、それを出すということはですね、資料1に書いてますけど、参考見積りを出すということは、入札に絶対参加せないかんのですよ。それで、もうここに要請とかされてません。ただそれを出せば、入札に参加しなければいけない。そうしないと、出して、それよりも落ちなかったら困るから。私は落とさざるからですね、そうやき参加するしかないんですよ、ということです。

○川上委員

時間が若干気になってきましたけど、証人は昨年2月26日、報道にある坂平末雄市会議員が招いた会食には誘いはなかったですか。

○高倉証人

全くあっておりません。

○川上委員

梶原副市長、故梶原副市長とは、どういうお関係ですか。

○高倉証人

私の上司やない——、上司というか、かわいがっていただいて、契約でも一緒にいましたけど、亡くなるまで、いろんなことを、指導を受けたりやっていました。

○川上委員

梶原副市長はソフトウェアセンターの中で、どういう地位にありましたか。

○高倉証人

専務を1年間されていると思います。

○川上委員

高倉証人が、先ほど証言された中で、梶原副市長から何かいろいろ言われたということなんですけど、それは専務の時代に言われたわけですか。

○高倉証人

これは今から3年ぐらい前です。たしか私も社長になっちゃったと思います。そのときに梶原副市長のほうから、物品について、一者独占状態になりつつあるということを危惧されて、私がもうはっきり言って、委託のことばかりしかなかったもので、委託を一つとると、3年間とかそういうのが、やっていけますので、物品を一つとってもですね、ただ取っただけなんですよ。単年度はいいけど、次の年はまたせないかん。それで戦いをせないかん。それと、あとで聞かれたら言いますが、やっぱり大きな小売店が一番強いんですよ。だからもう、ここには勝負を挑まんで、委託でやっていくことにしてたんです。物品の入札があるときは、もう取れんち、言われましたけど——、失礼ですけど、議員のほうから、全部、競馬のようにスタートラインが同じじゃなからいかんと言われましたけど、物品はスタートラインが同じじゃないんですよ。オートレースと一緒にハンデがあるんですよ。ハンデがあつて一番悪いとは、一番前の人が一番強いんですよ、間違いなく。小売店で大きいところは、大きい問屋と付き合いますので、絶対強いんですよ。だから私はもう、それよりも委託のほうに、頑張ったほうがいいということで、委託を一生懸命やってたら、物品を私がよく辞退するもので、注意を受けました。それは全体的に契約としてしたかどうか知りませんが、「3回お前、辞退するならもう1回指名せんきね」ということを言われましたので、それは委託も頑張っていこうということです。

○委員長

高倉証人、お考えを述べることはできませんので、あんまり述べんでよろしゅうございますので。

○川上委員

自由に発言してください。

それで、そのとき故梶原副市長は、ソフトウェアセンターの専務としての発言だったんですか。それとも飯塚市の副市長としての発言だったんですか。

○高倉証人

それはもう、梶原副市長は副市長でしたから、そうやき、中で、副市長として考えられたところだと思いますけど。

○委員長

川上委員、15分ぐらいありますので、あと1つ、2つでまとめてください。

○川上委員

1つ、2つにしますね。まずは、一者独占状態になりつつあるというのを梶原副市長がおっしゃったということなんですけど、どこのことを言ってるんですか。

○高倉証人

私の口からは言えないので、あとは会計とか契約に聞いてもろうたら一番分かるんじゃないですか。取ってる業者が分かると思います。

○川上委員

分かると思いますけど、証言してください。お前が調べろということかもしれませんが、尋問する係ですから、で証言する係ですから。

○高倉証人

それまで答えられないかんですかね。一者独占状態になりつつある——、梶原副市長も一者独占状態になるちいうことしか言っていないのでね。

○委員長

そのときは名前は言われなかったんですね。

○川上委員

あなたはどこのことだと思ったわけですか。それに対抗しようと思ったわけでしょう。対抗しようと思って、梶原副市長の意を受けて、ソフトウェアセンター代表取締役は、この一者独占状態にあると思われるところに対抗するためにね、物品に乗り出してきたわけでしょう。その名前は、あなたはどこだと思ったのか、お尋ねします。

○委員長

川上委員、移動式観覧席の入札との関係についての、明確にした上で、ご質問願います。

○川上委員

移動式観覧席の問題は、もうこの間の尋問と証言によってもですね、数年前から準備が始まっていったということは明らかだと思います。その流れの中で、移動式観覧席についてね、今重要な証言があったと思いますが、飯塚市の業者選考委員会の責任者、副市長が一者独占状態を打破するために、福岡ソフトウェアセンターを対抗馬としてね、頑張れということを使い始めたわけですよ。そういう証言ですよ。だから、飯塚市の、飯塚市の認識でしょう、これは。片峯市長が知らないであなたにそういうことを言わせるはずがないから。相手をどこだというふうにあなたは受け止めたのか。これは移動式観覧席問題の官製談合等、疑惑究明の上では、肝です。ぜひ答弁してください。

○高倉証人

あまりこう熱くならんように答弁したいと思いますが、お互い、8年ぶりぐらいでありますので、あまりこうわーわーわーわー一言わないように、冷静に、もともと同じ鎮西ですので。

あのですね、梶原副市長が言いようのは、移動式観覧席とか言いよんじゃないんです。全体的な、机とか椅子とか。その中で、いろんなのが取っていきようと。まあ、それに、あの注意を特に受けたのが、ノート型パソコン、そんなとを、結局、おまえんとこ何で取れんとかち、ちゃんとみんな戦うたりせんかちゅうことで、それで、うちに言うたわけじゃないんですよ。全体として、みんないろんなところが取ってほしいと、物品業者が。そやき、うちやないで、いろんなほかのところが取ってほしいとが梶原副市長の思いやったと思いますよ。だから私はそれで、ああ、あの人の言うこと聞いて、しますちいうこともせんし、ただ自分の、こういうふうやって、そやから今、飯塚市やったらNECと富士通が多いですけど、そやないでDELLとか、HPとか、それはあなたのところがしてるっちゃないですかって私が言うたんですよ。出さんとは。だからHPとかあれば、まだ幅広く私らもできるけど、結局いろんなことを言いますが、問屋さんなんですよ、問題は。だからそれを、梶原副市長もどうかしたいちいう気持ちがあって、されたと思いますけど、この移動式観覧席で何とかということは全くありませんので、それは誤解しないようにお願いします。

○委員長

はい、川上委員、ちょっと15分経過いたしましたので、また再度指名しますので――（発言する者あり）だからちょっと、ほかの方も待っておられますので、その後、また指しますのでお願いします。ほかに質問はありませんか。

○吉松委員

お疲れさまです。先ほどですね、移動式観覧席の入札があることを知ったのはいつですかと、主尋問がありました。そのときに、体育館、新体育館の3回目の入札後に知ったと証言されたけれども、それは令和2年4月15日以降ということで間違いありませんか。

○高倉証人

今言われたのは、移動式観覧席の入札が5月19日にあってますよね、入札が。その前に通知が来て知りましたけど。

○吉松委員

主尋問のとき、そのように委員長は問われたとは思ってますけど、そういうことじゃなかったんですか。そしたらそれ、クエスチョン3、1-3のときですか。入札があることをいつ知りましたか。これは4月の28日ということですか。当然そうなりますね。主尋問のときの委員長の問いは——、確認しますけども、移動式観覧席の入札があるという通知以外の、知り得たかという質問だったのでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:17

再 開 16:17

委員会を再開いたします。

○吉松委員

はい。じゃあ、主質問のほうは、尋問のほうは取消します。そして、さっき入札があるだろうということを知ったのは、3回目の入札後に知ったということで、それは令和2年4月15日以降というふうに解釈していいのでしょうか。

○高倉証人

とにかくあの、市役所から通知が来ますよね。入札がありますと、それで知りました。

○吉松委員

それは令和4年4月28日ですね。はい。それではですね、まあメーカーと問屋さん等々と打合せをなされたという資料の提出がっております。それは、2021年、令和2年5月25日から、6月、7月、8月と、そういうふうに打合せ等をされておりますけど、その打合せをなされた根拠となるものは何でしょうか。

○高倉証人

あのですね、これ2021年は令和3年やないかなと思うんですけど、そうでしょう。まず1年延びたということで、先ほども言いましたけど、大手問屋に、うちに来社してましたので、挑戦しようかと言うて、私ははっきり言って移動式観覧席やら、はっきり言ってまあそのときは何も考えてないで、机、椅子についたり、マット関係やらでやりましたので、やりましたけど——、それは何で知ったかやっただすかね、なんやっただすかね。何で知ったかでしょう。もう1年前やき、要は、市役所の物品の値段というのは、もう1年前にスタートするんですよ。職員が、例えばこの机が、定価で10万するということでも、実際入り値が6万とか7万ですので、それは根拠たるものは知りたいから、その前の年に、市役所職員は、幾らするか、それに基づいて、その予算をつくるもんですから、私どもも、営業で行って、出して、掛け率7とか8で出して、どうにか自分のしたとを選んでもらおうということで、1年延びたから、入札がもう令和4年にあると分かってますので、なるべく自分のメーカーを売り込みに行くっちゅうことでやりました。それで、そういうことをやりましたので、やっています。

○吉松委員

それで時系列が分かってきました。いずれ入札があるということは、新体育館の3回目の入札が終わった時点で移動式観覧席が物品購入になったという事実をもって、これは、移動式観覧席の入札があるだろうということを想定して、業者さんと打合せを始めたということではないでしょうか。

○高倉証人

本当申し訳ないんですけど、移動式観覧席とか、私、頭になかったんですよ。何度も言いますけど。その体育館全部の備品についてやろうとして、そしたら、愛知は椅子を持っていますけど、愛知が来て、移動式観覧席があるちいうことを、その7月19日に言ったんですよ。7月19日はこれを売り込んでくださいと言ったのがあれです。ただ、全部の物品の一部分しかな

いでしょう、私にしてみたら。だから全体的でやったということです。

○吉松委員

全体的の中に、移動式観覧席も含まれていたということですね。そういうふうに、いろいろ打合せをされておりましたけれども、担当課長から——、と対応していくうちにですね、これは、コトブキしかない。コトブキというのはコトブキシーティングのことでしょうか。

○高倉証人

私はもうコトブキと言ってますけど、多分それだと思いますけど。コトブキの椅子ですね。はい。

○吉松委員

コトブキしかないと思われた後に、2月24日にコトブキさんと打合せをされておりますけども、参考見積りの依頼が来たというのは、この後ということでもいいでしょうか。

○高倉証人

そういうことになります。はい。

○吉松委員

じゃあ、参考見積りの依頼がある前にコトブキシーティング、コトブキさんと打合せをしていたということで間違いないですか。

○高倉証人

ええ、そういうことになります。

○吉松委員

それで、市役所に、これはもう資料提出されているので、よく分かって本当に助かりますけど、市役所の問屋Bの見積書を提出したというのが4月4日ですから、逆算するとですね、まあ逆算するとか専門家じゃないんで分かりませんが、まあ2月24日にコトブキだというふうに、見積書を、見積りやない、打合せをした。そして、見積書の提出が4月4日、その間に見積書の、参考見積りの依頼があったという時系列で、確認ですけど、いいですか。

○高倉証人

2月24日にコトブキの代理店と話して、やっております。その後に、瀬尾課長が来てお願いされまして、4日付けで提出いたしております。

○委員長

ほかに質問はありませんか。

○深町委員

最初は愛知、愛知で一生懸命押されたわけですよ、メーカーでですね。で、愛知じゃどうしても駄目だと、瀬尾課長と話される中で、仕様が合わないということだったんですよ。で、コトブキになったということで、コトブキのメーカー、今度は商社をコトブキに変えられて、Bという商社に相談されたんですけど、もうそのときは、大体もう情報優先で、Bというメーカーと何か、そういうときに、もうこれはもう諦めた方がいいよとか、駄目よとかいう、そういう話はなかったですか。

○高倉証人

メーカー、愛知のときに、瀬尾課長は、これは駄目だとかいうことは1回も言いません。私もともと市役所職員ですので、深くそこまで聞きません。ただ、何も言わない。机はこっちのほうがいいねとか、ライオンじゃないでこれがいいばいとか言いますが、言わないから、これは愛知は駄目やなど。それで愛知のメーカーが、何とか押ししてくださいよかったけど、もう3回目はもうよかち、もうあんたはよかち、愛知は無理よち、で、愛知の職員が、本体はコトブキですと。コトブキですからち言いますので、それはもうコトブキにせないかんめえって、で、コトブキに聞いたら、代理店も分かりましたので、したら私もよく知ってるところでしたので、はっきり言うて、言うたらいかんけど、言いますけど、その代理店も問屋も、問屋

は、今度は、今、今度ちゅうたら、さつき川上議員が言いなつたけど、七千何百万ですよ。それをオーケー出したら、私に見積りをよくくれたと思うんですよ。うちは先ほど、川上議員が10億円ぐらいのあれで、私30年前から知ってますので、だから、もしお金もらわないだったらパーですからね、問屋さんは。だから、私はこの入札は、私が取ると思いました。やりたくなかった本当は。取ったら、また川上議員から、何か10億円の会社が何とかとか言われるから。それと、私が期待したのは、これ分離発注してくれるんやないかと思いました。これ椅子やき、5者ぐらいに分けて、それで組立てとかすれば、分離発注すれば、前タブレットのようにしていただければ、みんなが、業者が喜ぶし、こんな議案まで出す必要はないと思って、そうやってやってもらうっちゃないかなちゅう、でもそれも瀬尾課長には言いませんでした。それを言うたら、圧力をかけるようになるから、でもそういうふうにしてほしかった。そうすれば、こういうこともならんし、みんなが、5者ぐらいがすればいいんです。だって椅子ですから、できるはずと私は今でも思ってます。

○深町委員

はい、よく分かりました。私も商売やっとするきですね、やっぱり情報優先、さきの実績優先ってというのは当然ありますのでね。そこで、まあよくメーカーが出して、後付けで出して、見積り出してくれたなと思います。分かりました。

○委員長

ほかに質問ありませんか。

○江口委員

すみません、先ほどのご答弁の中、証言の中で、職員が本体はコトブキですからというお話があったというふうなことで間違いないですかね。

○高倉証人

これは、愛知が言うたんですよ。愛知が来た中で話よつたら、愛知が本体はコトブキですち言うたんですよ。だから、その中で、これはもう駄目だと思いました。

○江口委員

はい、すみません。分かりました。愛知ですね。で、実際に見積り依頼があつて見積書を出すわけですけど、そのときに関しては、コトブキシーティングで見積書を出したんでしょうか。

○高倉証人

当然、もうコトブキと思いましたので、愛知のときの反応はもう全くなかったもので、瀬尾課長に、ここで瀬尾課長が答弁したように、あの人はコトブキち言わんのですよ。コトブキち言えば、コトブキち分かるけど、この寸法がなんとかかんとか言うけど、それで言うたらコトブキしかないもんで、コトブキで出しました。

○江口委員

今、あの、こういった寸法でっていうお話がありました。見積り依頼に際して、瀬尾課長のほうから、担当課のほうから、何らかの仕様書というか、何らかの数字なり、図面なりが示された上で、依頼があつたということによろしいですか。

○高倉証人

数字で何とかかんとか書いてましたよ、書いてましたけど、先ほど言われたけど、コトブキとか愛知とかいうことを言わないで、これをつくってくださいと。もう、コトブキしかないですよ。だから、私はもう数字見たけど、もうコトブキのとを持っていますので、これと同じじゃないかって、出しました。

○江口委員

瀬尾課長からは、実際にその数字を言われた、それとも資料、資料というか、紙として、紙というか、何らかの形で言われたのかどうか、その点はいかがですか。

○高倉証人

確か、なんか寸法やら書いたとはもらいました。でも、はっきり言うて、コトブキとは言われませんので——。それと、そこまで、うちまで来てますからね。瀬尾課長が来て言うてますので、暗黙で、そりゃあ、コトブキの言いよっちゃろうと思って。わざわざ訪ねて来てから、出してほしいということでしたので、コトブキ製を出して、それが悪から、また瀬尾課長はこれじゃないですよって言うやろうと思ったんです。で、私はコトブキ製のを書いて出してますけど。

○江口委員

瀬尾課長のほうから数字が来てて、そして、手元にあるコトブキのやつを見ると、コトブキシーティングのやつを見ると、寸法もあってるし、ですので、じゃあこれはコトブキで間違いないなということで、コトブキで出されたという理解でよろしいですかね。

○高倉証人

もうそんなに細かく見てません。もうコトブキしかないと思いましたので。それと本体についていちょうのがコトブキですので、もうそのコトブキしかないやろと。ただ、市役所としてコトブキちゅうとを限定することが難しいんだろうと思って。だから、瀬尾課長はアバウトな言い方で、これをお願いしますち言うてきちょうき、それを、私がそこに、こうだあだち言うよりも、コトブキだと——、その前に見積りもらってますので、それで、それにうちの粗利を掛けて出したちゅうことです。

○江口委員

コトブキの中でも、幾つかあると思うんです。商品が幾つかあると思うんですけど、その中で、該当するものは、見積りをいただいたもの1点だけだったので、それを出されたということで、よろしいですか。

○高倉証人

そのとおりです。

○江口委員

すみません。メーカー3社と協議をされたっていうのが、出していただいた資料の中にあります。あります。その中で、愛知とも協議——、愛知が1社入ってると思うんです。それとあと先ほど、ライオンだとか、何とかというお話がございました。移動式観覧席を取り扱ってる業者としては、ご協議されたのは、愛知とコトブキシーティング、この2社ということでよろしいですか。

○高倉証人

そのとおりです。

○江口委員

あと、協議しないまでも、移動式観覧席に関して検討された、例えば、協議はしないんだけど、カタログをもらって、この会社さんも入れられるかなとかいうふうなこととかは、ほかの会社の分はされたんでしょうか。それとも、先ほどのコトブキシーティングと愛知2社のみでしょうか。

○高倉証人

これは商売の勘と言いますか、これを、愛知、コトブキとなって、その値段がそう変わらないからですね、当然、コトブキに行きますよね。ほかのところしても、無理——、本体がコトブキですので、もうコトブキに動いたほうが良いということで、この2社しか、ほかのところは考えておりません。

○委員長

ほかに尋問ありませんか。ありませんか。川上委員、時間も、そろそろ1時間になっておりますので。お願いします。

○川上委員

先ほどの一者独占の話なんですよ。

○委員長

ちょっと先ほどもう一者独占の話はしました。（発言する者あり）その独占の話は先ほど言って、もう証人も答弁今までされてますんで。（発言する者あり）ちょっと待ってください、川上委員。

暫時休憩します。

休 憩 16：34

再 開 16：38

委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

○上野委員

お疲れさまです。今、川上委員からもご質問がありましたけれども、独占的になっているという業者を、高倉社長はここではないだろうかというふうに思われたという証言はありました。それは、今回の移動式観覧席に応札した2者には入っておりますか。

○高倉証人

入っておりません。

○委員長

ほかにありませんか。

○川上委員

それでね、高倉証人も長い間、市役所でおられたわけだけど、坂平末雄市会議員との交流はどういったものだったか、ちょっとお尋ねします。

○高倉証人

坂平副議長とは、まず、私が部長時代に、子ども部長か何かしているときに、保育所の入所を頼まれて、私のところに何回か来られて、それはできる部分もあるし、できん部分もあったんですけど、そういうことで、付き合いをさせていただいたということですけど。

○川上委員

それがきっかけということですか。

○高倉証人

それがきっかけで、私が退職しても、たまに、たまにですけど、もう年に1回ぐらいで、何か通りかかったきと言ってから来られて、世間話して、コーヒー飲んで帰るぐらいの話です。

○川上委員

会食はしたことはない。

○高倉証人

会食的にありません。

○川上委員

会食的、的というのは何ですかね。

○高倉証人

会食というよりも、1回、私もあまり飲みませんが、スナックに行ったときにお会いしたことはありますけど。それぐらいです。

○川上委員

それはいつ頃ですか。

○高倉証人

何かああ言うたらこうなるから、あれなんですけど。

もう本当に——、私は、今、酒を飲まんですよ、全然。それで、何かOB会か何かの

ときに行って、スナックに行ったときに来られて、挨拶した程度。それは、退職してますので、それで、あっ久しぶりですみたいなことで、お話ししましたけど。

○川上委員

それはこの4年間の間ですか。

○高倉証人

いや、もう4年前と思いますけど。

○川上委員

先ほどね、今度の移動式観覧席、一生懸命考えたっていうことで——、のようで、それで最後、取れると思ったと言われましたかね。

○高倉証人

瀬尾課長が私のところに頼み来たということは、うちの見積りを出すっちゅうことは、結構、そのコトブキもある程度考えてきてくれたので、私は取れるち思っていました。利益を少しあれすれば取れると。

ただ、もう取りたくないなと思いました。参加したくないと。失礼ですけど、また私が取ったら、すぐ言われますので、10億円の会社は何とかち。それでまた議会で議案かけたら、わーわー言われますので、もう本当、分離発注してくれという気持ちでおりました。

○川上委員

現実的に落札した業者とソフトウェアセンターの数字は、どういう違いがあるんですか。

○高倉証人

うちが粗利をうんとつけたか、それか、グットイナフがうちより先にコトブキと交渉してたか、しかないと思います。深町議員は、すみません、分かってると思います。それしかないですよ。あとは、グッドイナフが取ったということは、グッドイナフにやるということは、7千万か8千万もらわないけん、問屋さん、いけませんので、その信頼関係がないとできませんので、その信頼関係があるとは、うちの会社しかないと思ってましたから。

○委員長

高倉証人、意見を述べないでください。経験したこと、あったことだけでお願いします。

○川上委員

一者独占の話は、この4年間の間の話なんですか。

○高倉証人

ちょっと熱くならんごと、皆さん。

あのですね、これは、契約を辞退してたんですよね。私は委託を取りたいから。もう物品は今年取っても来年取らん、そんなとやったら会社として安定しませんので、もう委託業務を取ろうとしてましたけど——、市役所として考えて。だからさっき言うたら、川上議員は、私は指示されるかとか言うたけど、契約課も知ってるはずだと思いますけど、この件は。だから私だけに、わざわざ梶原副市長が、おまえ何とかわち言うたわけやないで、契約として、これをどうかしていかないかんということは考えられたと思います。（発言する者あり）梶原副市長、生きちゃったときですよ。生きて、ある程度元気がよかったとき。（発言する者あり）それは、私が社長になってからぐらいだと思いますけど。まだ元気がよかったけんですね、元気がよかったき、わーち言うたき。元気がなくなったら、ちょっとあれですけどね——。

○委員長

川上さん、時間も経過してますし、最後にしてください。

○川上委員

先ほど私はこの4年間のことかと聞きましたけど、ちょっと証言がはっきりしないところあったんで、こういう聞き方すれば、はっきりすると思います。証人が代表取締役社長になられて以降のことであったということであれば、この4年間ということがはっきりすると思うんで、

それを証言求めます。

○高倉証人

4年間のことであるちいうても、それははっきり覚えてないですよ。私も、（発言する者あり）それも覚えてないですよ。4年前に遡ることはない。私が社長になってからやろと思いますが、はっきりここできちっと証言して、なってからとか言うてから、違うやないかとか言われても困りますので、分からないことは分からないって言います。

○委員長

ほかにありませんか。

（ な し ）

ほかにないようでございますので、以上で高倉証人に対する尋問は終了いたしました。

なお、後日また証言を求めることがあるかもしれませんが、そのときは、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証人におかれましては、長時間本当にありがとうございました。ご退席して結構でございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 16：46

再 開 16：48

委員会を再開いたします。

次に、参考人の出席要求についてお諮りいたします。

（株）サンテック 代表取締役 榎木雅人氏に対し、（株）三和通商 代表取締役 石戸武志氏に対し、（株）玉置 代表取締役 玉置一貴氏に対し、（株）ツシマ 代表取締役 津島雅美氏に対し、（株）信田文苑堂 代表取締役 信田大輔氏に対し、2月24日午前10時に、「移動式観覧席の入札参加の経緯について」、「メーカー・代理店等との協議について」、「市及び議員、他の業者等との関係等について」、参考人として出席を求め意見を聞くことにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、（資）丸大商店 無限責任社員 大上泰治氏に対し、（有）ユーアイ事務機 代表取締役 平山隆之氏に対し、（株）麻生情報システム 飯塚事業所長 大庭文志郎氏に対し、（有）小川商事 店長 廣田孝文氏に対し、（株）トータルオフィス 所長 鈴木充行氏に対し、2月24日午後1時に、「移動式観覧席の入札参加の経緯について」、「メーカー・代理店等との協議について」、「市及び議員、他の業者等との関係等について」、参考人として出席を求め意見を聞くことにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

本日の審査はこの程度にとどめたいと思いますが、いかがでしょうか。

（ 異議なし ）

以上をもちまして、「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会」を閉会いたします。お疲れさまでした。